

令和6年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和6年9月5日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
健康福祉部長 山本晴彦君	参事（健康保健担当） 金澤一徳君
環境経済部長 大熊隆之君	建設部長 鳥居靖久君
上下水道部長 斎藤啓一君	消防長 山本秀幸君
教育部長 菅沼秀浩君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定

しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願ひいたします。

次に、御報告いたします。

三浦住民子供部長は御母堂が御逝去されたため、昨日に引き続き、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江徹君） 一般質問使用パネル一覧はお手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番 丸山千代子君及び15番 鈴木久夫君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定によって、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

9番、都築幸夫君の質問を許します。

9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、役場周辺にある三つのため池の防災対策について質問いたします。

幸田町の中心部にあります幸田町役場周辺には、保健センター、中央公園、中央公民館、幸田中学校などの公共施設が集まっています。こういった施設の間に三つのため池が連なって存在しています。高田中学校のすぐ上の新堤池、その下のかぎ堤池、さらに、その下の、役場すぐ横にあります大山池であります。

これらため池が南海トラフのような大地震や線状降水帯による大雨などで決壊いたしますと、ため池の下流の住民への大変な被害が予想されます。

昨年6月の台風2号に伴う線状降水帯による大雨で、幸田町は大変な被害を受けました。役場周辺にある三つのため池はいずれも大変な増水をいたしまして、中央公民館のすぐ上のかぎ堤池は越水しまして、中央公民館駐車場には大量の水が流れ込み、駐車場はさながら池のようになりました。

昨年の6月1日の大雨は100年に一度という説明でございました。しかし、最近の

日本各地で線状降水帯が頻発する状況を見ますと、私はもっと短い間隔で、もっと強い大雨がこの幸田町にやってくるのではないかと思います。そうだとしますと、災害に対する構えをしっかりとしておく必要がございます。

こういった観点から、幸田町役場周辺にある三つのため池の防災・減災対策をどのようにしていくのか、質問してまいります。

浸水区域に家屋や公共施設などがありまして、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池といいます。役場周辺にある三つのため池は、いずれも防災重点ため池であります。

本町では、平成29年から防災重点ため池の耐震化、対豪雨化の取組を行っています。町内の防災重点ため池について、耐震化、対豪雨化の進捗状況についてお伺いします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員言われます、町内の防災重点ため池の耐震化、対豪雨化の進捗状況であります。

幸田町内には農業用ため池が55池あります、そのうち、防災重点農業用ため池が46池であります。46池のうち、かぎ堤池を初め、耐震性が不足しているため池が21池、豪雨につきましては、多くのため池が能力不足となっており、平成29年度から、順次、県営事業により改修を進めておるところであります。現在、46池のうち、13池に着手しております、うち、8池が完了している状況であります。

今後も、引き続き、愛知県に対しまして改修を要望してまいります。

なお、議員の言われます三つの池のうち、かぎ堤池は耐震性が不足しております、洪水能力につきましては、今年度から町単独事業により調査を実施しているところであります。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） かぎ堤池は耐震性が不足しているということであります。一日でも早く耐震化をお願いしたいと思います。

次に、これら三つのため池の豪雨での防災対策について考えてみます。

昨年6月の台風2号に伴う線状降水帯による大雨では、二つ目の、このかぎ堤池が越水しまして、その下の中央公民館駐車場には滝のように流れ落ち、菱池交差点まで水が流れ出たと思いますが、住民被害はあったのでしょうか。この点についてお伺いします。

○議長（藤江徹君） 総務部長。

○総務部長（林保克君） 令和5年6月2日の豪雨におきまして、かぎ堤池の越水に伴う住民の方の被害につきましては、把握する範囲ではございませんでした。

なお、パネル、写真等にありますとおり、中央公園側に回り込み越水し、直下の中央公民館駐車場に流れ込んでおりますけれども、早期に車は退避されておりまして、大事には至っておりません。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） はい、分かりました。住民被害はなかったということであります。

かぎ堤池下の菱池交差点周りには住宅や銀行がございます。私は、当日、このかぎ堤池の越水を見ておりました。今、部長言われましたように、駐車場の車は避難されまし

た。しかし、これを見ていて、近くの住民は避難しなくていいのかなと私はちょっと思ったわけであります。

こういった場合の住民避難指示などの情報連絡はどのようにして判断されているのでしょうか。こういったルールがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤江徹君） 総務部長。

○総務部長（林保克君） 河川や土砂災害警戒区域におきましては、河川管理者や気象庁から一定の判断基準が示されておりまして、判断基準に基づき、避難情報の判断伝達マニュアルを作成いたしまして運用しているものでございます。

議員お尋ねのため池につきましては、判断の基準となるものがございません。そのため、避難情報を発令する必要があった場合は、関係課と協議して発令することとしております。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。

いざというときには、必要があれば関係部署と協議して発令するということになります。よろしくお願ひいたします。

ため池が越水して、それがもとで堤体破壊になると大変な災害になる可能性がございます。防災対策を考える上では、役場周辺のため池は三つのため池が連なっておりますので、これらがどのように関連し合って越水するのか、調べて、理解しておく必要があると思います。

昨年の6月2日ですが、私は、地区の土地改良のため池の管理者をしているという関係上、線状降水帯の大雨でのこの三つのため池の増水が大変心配でありまして、ため池の状態を監視しておりました。ため池水準の状態を写真に記録しておきましたので、どのように越水したのか、写真を使って説明したいと思います。

三つのため池の最下流の大山池は、その下の多くの住宅があります。そのために、ため池被害があると大変なことになります。そこで、特に、大山池を監視しておりました。6月2日は、午前中より線状降水帯の大雨が続いておりまして、大山池の水位はどんどん上がっていきました。

パネル1の写真を御覧ください。これは、午後2時半ごろの大山池の状態でございますが、大山池の水位は堤体の上部まで上がりまして、直径1.2メートルの洪水吐であります。これ、水の排水口ですけれども、これがもう少しでふさがるところまで上昇しております。

これが写真3であります。辛うじてふさがらない状態を維持しております。この写真は、平時の写真の上に上昇した水位を重ね合わせたものであります。

ちょうどその頃に、大山池のすぐ上にありますかぎ堤池が越水したという情報が入りまして、私はすぐかぎ堤池に駆けつけました。

パネル2の写真、4を御覧ください。

かぎ堤池の水位は、平時の状態が下の写真5でありますけれども、平時に比べますと約2メートル水位が上がっております。隣の中央公園の池とつながってしまいまして、ちょっと遠くに中央公園のあずまやがありますが、あずまやの横のテラスの床の上まで

水が上がっておりまして、床上15センチぐらいまで上がっております。こういったことから、この水が中央公園側にあふれ出して、流れ出しております。

三つのため池がこのようにつながっていまして、なぜ二つ目のかぎ堤池のみの水位が大幅に上昇するのでしょうか。この原因が明らかになれば、有効な防災対策案につながると考えられます。

6月2日のかぎ堤池の越水時の写真を見ますと、パネル2の写真、4でありますけれども、このため池の水の色を見てみると、大変濃い黄土色をしております。かぎ堤池には隣の幸田中学校の運動場に降った雨水が流れ込むと、こういった排水管が設置されています。水の色が濃い黄土色ということから、大量の雨水が運動場の土に混ざり込んでこの家に流れ込んだものと考えられます。

それでは、どれくらいの量の水が流れ込んだのか、見積もってみます。幸田中学校の運動場の広さですけれども、90メートル掛ける80メートルであります。この運動場に、1時間30ミリの降水量の雨が降ったといたします。1時間30ミリの降水量といいますのは、気象庁基準の線状降水帯では最小の雨量に相当するレベルであります。運動場に降った水の量は、運動場の面積、90メートル掛ける80メートルに降水量30ミリを掛けますと、これが21万6,000リットルになります。その半分がこのかぎ堤池に流れ込んだと仮定しますと、10万8,000リットル、200リットルのドラム缶540本分に相当いたします。かぎ堤池だけ、これだけの余分な水が入ることになります。

以上のことから、かぎ堤池のみ水位が上がる理由であります、幸田中学校の運動場に降った大量の雨水がこのかぎ堤池に流れ込んだということで理解いたしました。

農林水産省の資料を見ますと、このような場合のため池の越水対策は、水の出口である洪水吐、これを大きくして流すと、そして、排水能力を上げるということを奨励しております。

今回、かぎ堤池が越水したわけでありますが、この役場周辺の三つのため池の防災対策をどのようにするのか、この辺、どのように考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われます三つの池のうち、先ほども答弁させていただきましたが、かぎ堤池につきましては耐震性が不足している結果となっております。

越水の実績もあることなどから、今年度、三つの池を対象に、町単独事業にて、ため池の受益地や集水機の確認、洪水吐の調査など、基礎調査を委託してまいります。

来年度と再来年度には、県による調査事業を実施していただき、耐震及び洪水被害防止対策の事業を令和9年度事業で採択していただけるよう、県農林水産事務所と調整を図っているところであります。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。

防災対策は、令和9年度の県の事業採択されるように調整を図っていただけるよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、私が調査した写真のデータでありますけれども、これを基にして、

三つのため池の防災対策案を考えてみました。私、かぎ堤池に入る余分な水の量を最下流の大山池に流さずに、2番目の、かぎ堤池で処理するのがより安全な防災対策だと考えます。

その理由は、最下流の大山池に大量の水が流れ込んで、仮に、越水して、決壊しますと大変大きな住民被害が発生します。二つ目の、かぎ堤池で越水しても、下の中央公民館駐車場に流れ出しても、駐車場面積は3,500メートルという大変広い面積を持っておりますので、水が分散でき、住民被害は出にくい状況にあると思います。

大雨で越水する場合は、必ず、今、2番目のかぎ堤池で越水して、中央公民館の駐車場に落ちるわけでありますが、こういったことを積極的に利用しまして、この三つのため池の防災対策としては、この中央公民館の駐車場を臨時の調整池として、これ、この場合には調整池としての整備が必要となりますけれども、大雨のときだけ、この中央公民館の駐車場を臨時の調整池として利用する案が良いのかと思うのですが、これについてどう考えられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 三つのため池は連続した構造となっておりまして、上流のため池からの水に加え、そのため池の集水域も加わることから、通常の下流のため池ほど洪水吐が大きくなります。

議員提案の、臨時調整池としての利用ですが、ため池は堤体の影響を考慮し、越水を許容しておりません。ただし、既存の排水ルート以外の排水方法の考え方をすれば、検討の余地があると考えております。

今後、洪水対策としてどのような対策が可能なのか、事業効果や実施の可否など考慮した上で検討し、県営事業として、令和9年度に採択いただけるようを調整してまいります。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） よろしく検討をお願いいたします。

次の質問に行きます。

二つ目のかぎ堤池は、大雨が降りますと、幸田中学校のグラウンドの土が雨と一緒に流れ込んで、大量の土砂が堆積しております。現在は、たまつた土砂が水面に顔を出すほどになっております。このため、農業用水へ水を供給するに、水の取出口に土砂がたまって、水が出にくい状態になっております。また、大量に土砂がたまっていますので、ため池の貯水量は、たまつた分、大幅に減少しているはずであります。

こういった場合、低水管理という手法がございますけれども、これはやりにくくい状況になっております。本来のため池としての機能を損ねております。大がかりなしうんせつが必要となります。膨大なコストがかかると聞いております。どう進めるのか、お伺いいたします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 山際にあるようなため池では、山からの土砂流入により、農業用水として必要な貯水量が確保できない場合に、管理者である土地改良区によりしゅんせつ工事を実施しております。

かぎ堤池につきましては、令和9年度の新規予定事業で、耐震、洪水対策の実施が必要となる予定でありまして、工事に併せまして、必要な範囲のしゅんせつ工事を実施することが工事費抑制にもつながりますので、強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） よろしくお願ひしたいと思います。

最近は、地球温暖化のせいだと思いますが、台風などに伴う線状降水帯による大雨被害が全国各所で頻繁に発生しております。大雨の程度もレベルアップしてきています。南海トラフのような大地震がいつやってくるとも限りません。地震被害、大雨被害が起きないように早目の備えが必要であります。

役場周辺の三つのため池の地震や大雨からの被害を防ぐように、防災・減災対策をしっかりと進めていただくようにお願いしたいと思います。

町長にその考え方をお伺いいたします。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） 今、お話をありましたように、ため池は農業用水としての利水もありますけれども、治水としての重要な役割を担っておるということであります。

特に、議員がおっしゃるように、中央公園、この役場近くにある三つのため池、こう幸田中学校の近くにある新堤池、そして、中央公園の中にあるかぎ堤池、そして、一番下の大山池、これ、何かやっぱり歴史的にとても大切なため池として、特に、治水として考えると、将来、とばねからたくさんある線状降水帯のような雨が降り降りてきたときに、この三つのため池の機能ってとても重要じゃないかなと改めて考えさせられております。

今、事務局の部長からお話をありましたように、今年度、その三つのそれぞれ持つため池の機能、排水、それぞれ、今後の有効利用等々の考え方から基礎調査をして、令和9年度に本格的な農業用防災重点ため池ということで、幸田町内に重点的な農業用ため池が、先ほど説明ありましたように、46池ある中の一つであるという中のかぎ堤池だけがまだ本格的な工事に至っていないと。

あと、上と下のやつは耐震性はオーケー、工事のほうは終わっておるということであるので、先ほど言いました、平成12年、平成20年、そして、2年にわたる線状降水帯の令和4年、5年で起きたわけですので、そのときには私も関わっておりますけれども、やっぱり雨がすごく降ると、ため池のその一番根元の方から水がじくじく湧き出している現象があります。これを何とかしなくちゃならない。議員が言われるように、そこ、職員の駐車場なんですけれども、一旦は、そういうところ、調整池として機能もあるんじゃないかなと。これも一理あると思いますけれども、やはりしっかりエビデンスを整えた調査をして、今後の対応に当たっていきたいということで、防災・減災対策における役場周辺のこの三つのため池は、今後の大地震等々を考えたときに、改めて、今、早目に早目に災害対応を取っておくべきため池だと思っておりますので、今後、十分踏まえた上で、県営の事業として、改修に少しでも早く取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次の質問であります。幸田町の森林管理を今後どのように進めていくかについて質問いたします。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材などの林産物供給など、多面的機能を持っております。このような機能を持続的に発揮させるために、森林の適正な整備、保全を行うことが必要であります。

今、我が国では、所有者や境界が分からぬ、森林の増加や担い手不足による森林の放置が大きな問題になっております。このような問題を解決するために、平成30年5月に森林經營管理法が成立しまして、森林管理制度ができました。これはどういった制度かといいますと、放置されて、手入れが行き届いていない森林について、市町村が所有者から委託を受けて、林業經營に向いている森林は林業經營者に委託し、林業に適さない森林は市町村が經營管理するということで、林業經營の効率化を促進するものであります。

森林整備を進めるための財源としまして、森林環境税が、今年度、令和6年度より、国内の納税者のおよそ6,200万人から、一人当たり、年1,000円の徴収が開始されています。年間、約620億円の税収が見込まれています。森林環境税として集められたお金は市町村による森林整備の財源となります。森林環境譲与税として全国自治体に分配されます。市町村に分配された費用は、間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされています。

以上が、現在の国レベルでの森林の課題と、その取組の状況であります。

幸田町の森林の状況はといいますと、本町は面積の約40%が森林であります、緑豊かな町であります。本町でも森林の担い手がなく、多くの森林が放置されているのが現状であります。

本町の森林の歴史を見ていきますと、昭和30年から40年頃までは国内産の木材需要がありまして、森林資源開発を支援するために、昭和42年に、林道遠望峰線、林道鷲ヶ峰線、現在の健康の道であります。これが完成しております。昭和43年には林道三ヶ根線が完成しております。その頃植林されました杉やヒノキが、既に、今、収穫期である50年を過ぎようとしております。この頃には、本町にも幸田町森林組合がございました。切り出した木材を加工する製材所は町内には6か所あったということであります。しかし、時代とともに国産材の需要がなくなつてしまいまして、昭和47年には幸田町森林組合が解散されまして、6か所あった製材所はなくなつて、本町には林業がなくなつてしまつたわけであります。本町の森林は、担い手がなく、放置されるようになったわけであります。

そこで、まず、本町の森林について現状を把握しまして、今後、本町の森林管理をどう進めていくかについて質問してまいります。

まず、本町の森林の現状を把握するために、森林の面積、私有林の割合、人工林、放置林がどれくらいあるのか、お伺いします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） まず、本町の森林面積でありますと、全体で2,418ヘクタールとなっております。このうち、97.7%に当たります2,364ヘクタールが私有林となっております。また、森林面積の29.4%に当たります711ヘクタールが人工林となっております。

なお、放置林の面積につきましては、申し訳ありませんが把握できておりません。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。

森林のほとんどが私有林で、人工林は全体の約30%ということで、711ヘクタールということです。

市町村による森林整備の財源としまして、森林環境譲与税が、令和元年度から全国の自治体に配布されているということでございますが、本町に分配された森林環境譲与税はどのように使われているのか、お伺いいたします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 令和元年度より、森林整備の財源として森林環境譲与税を活用しております。使途につきましては、令和元年度に、林道修繕工事を232万8,000円、令和2年度には、林道舗装工事を258万5,000円と、人工林間伐の事前調査業務を236万2,000円、令和3年度には、林道舗装工事481万8,000円、令和4年度も、林道舗装工事345万6,000円、あと、森林所有者の照合を行うため、森林整備事業事前調査業務を306万9,000円、そして、昨年度の令和5年度事業につきましては、森林境界確認業務、こちら、611万4,000円を実施しまして、以上の業務に森林環境譲与税を活用しているところであります。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。

令和4年度には652万円、令和5年度には660万円ということで、主に、林道の舗装工事等に使われているということです。

今、国は、植林された人口林放置の問題を解決するために、森林経営管理制度による森林整備を全国の市町村に進めておるわけであります。

本町では、今年の3月議会で計上されておりましたが、予算に、森林経営管理制度を活用した、地区の管理計画をまとめるための意向調査業務という項目で80万円が計上されました。国が進める森林経営管理制度でありますが、本町では取り組まれているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、令和4年度の森林所有者の照合を実施しました森林整備事業事前調査業務、それから、令和5年度の森林境界確認業務、そして、令和6年度には、森林管理の意向調査業務として、モデル地区とした深溝小原地区の森林所有者に対して、本町に森林管理を委託するのかの意向調査を行っていくものであります。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 国が進める森林経営管理制度を本町でも進めようということで、所

有者の意向調査をしているという段階ということが理解できました。

先ほども申しましたように、本町の森林は、長年放置された人工林が森林全体の約30%の711ヘクタールということあります。森林整備を進めるには十分な面積があると思います。こういった放置された森林整備を国が支援してくれる今、私は、本町でも、ぜひともこの森林整備を進めるべきだと思うわけであります。

多くの森林が主伐期である、収穫期でありますけれども、50年を過ぎてきております。森林整備のための森林環境譲与税は、本町に、毎年、今説明がありましたが、650万円ほど分配されているわけであります。幸田町に森林を進める林業従事者ができれば、さらにこの額はもっと増えると言われております。

本町の林道は比較的整備もされております。

以上の点からも、本町は、国が進める森林経営管理制度を活用して、森林整備を積極的に進めるべきだと思いますが、この辺の考え方を伺います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 先ほども申しましたが、森林経営管理制度の活用につきましては、深溝小原地区をモデル地区と定めまして、森林整備事業事前調査業務や、森林境界確認業務、さらに、本年度におきましては意向調査を実施します。

次年度以降の予定としましては、令和7年度に集積計画配分計画を策定しまして、令和8年度には森林整備工事を実施する予定で進めております。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。本町では森林管理制度の取組を進められているということで理解いたしました。

林業経営者が本町ではございません。この林業経営者がないと、こういったことは進められないということあります。本町でこういった森林経営管理制度の事業を進めるには、事業推進を支援する体制づくりが不可欠であります。

林野庁のホームページを見ますと、林業従事者のいない市町村での体制づくりについて二つの案が紹介されております。

まず、一つ目の案は、地域林政アドバイザーという制度の活用であります。地域林政アドバイザーの主な活動内容を、森林整備計画の作成、そして、構想の作成、それから、伐採・造林の指導等であります。

この制度には特別交付税措置が可能とされています。この制度を本町で活用していく考えがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員言われました地域林政アドバイザーでありますが、特別交付税措置の対象となることは認識をしております。しかしながら、特別交付税は自治体の収入に応じて算定されるものでありますし、必ずしも特別交付税が入ってくるとは限らないものであります。そこで、その他の補助金活用ができないかななどを検討しまして、県費補助であります里山林整備事業の交付補助金交付を申請しているわけであります。しかしながら、この補助事業は各自治体からの申請件数が非常に多いということでありまして、なかなか割当てがないという状況であります。とはいっても、本町

の森林管理は喫緊の課題として認識をしているところであります。

そこで、単独町費ではありますが、今年度、幸田町森林アドバイザーに任命させていただきました唐澤氏におきまして、森林並びに森林林業行政への助言及びセミナーの開催等を依頼しているところであります。今後、森林整備計画や、構想、伐採等に関わる部分にもアドバイスをいただきながら進めていくことを想定しております。

従いまして、現状の取組で御理解いただければと思っております。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 本町で森林管理制度によって森林整備を進めていくには、地域林政アドバイザー、こういったことに相当する人材というものは必ず必要となります。ぜひ、取組を進めるように、よろしくお願ひいたします。

それから、二つ目の案ですが、隣接した市町村との連携であります。岡崎市森林組合とは、過去を調べてみると、大正12年から、現在も続いておりますが、10年間にわたって、岡崎市額田郡模範造林組合ということで、一緒になって森林事業を進めてきた実績があります。この関係を発展させて、岡崎市森林組合と新しく協定を結んで、本町の森林管理を進めることはできないのでしょうか。この点について伺います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 岡崎市森林組合とは、模範造林組合での事業を進めていく中におきまして、その関係性を生かしつつ、現在進めておりますモデル地区における課題等を整理し、最良な方法を検討していきたいと考えております。

今後の幸田町における森林管理の関係を含めて、林業関係者と協定を結ぶことができるよう調整してまいります。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） ぜひ、これまでのつながりを生かして、森林管理、岡崎市森林組合と協定を結びながら森林管理を進めていただきたいなと思います。お願ひいたします。

森林は、水を育む気候変動を緩和する、山地災害を防ぐなど、多くのSDGsの目標に貢献しております。森林を利用するという声が様々なSDGsに貢献し、そこから生まれ出される恵みの森林の整備、保全を還元することで、持続可能な大きな循環をつくり出すことができます。

SDGsの開発目標には森林の持続可能な経営が掲げられています。幸田町は、SDGs未来都市に選定されております。SDGsを推進します幸田町は、森林管理制度による森林整備と、森林空間を活用する森林サービス産業事業等を一体とした森林管理をしていくのはどうでしょうか。幸田町の森林管理を今後どう進めていくのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） 今、お話ありましたように、幸田町の森林に対する御提言ということで、幸田町はかなりの面積、半分近くが緑、森林であるということにおいて、町民の方々からも、自然豊かな緑があるまちが良いだとか、また、そういったところで子育てをすると、とても、幸田町に住みついて良かったとか、もちろん、子どもに対する施策が充実していないとなかなか住み続けていただけないんですけれども。

今言われたように、森林というテーマに取り組んでいく幸田町としては、ＳＤＧｓの未来都市を選定されたので、そこで森林サービス産業というものをテーマとして、議員、最初の分析で言わされました、昔は、生活上、里山に人々が入っていたと。だけど、人々は山に入らなくなったり、林業はなくなったり、森林に対する扱い手はなくなる、かつ竹のようなものが放置されてくるようになったと、耕作放棄地とか森林が荒廃してきたと。これは、まさに、現状分析としてそのとおりであります。

今言われましたように、町民の方々が、半分以上ある緑に対してどういう認識でおるかということで、この間、大阪の方の市長さん、40万人のまちの市長さんの講演を、聞いてきたときに、大阪は全ての町が開発されてしまった。でも、市民の方々は緑が欲しいと。公園だとか植樹帯、道路ですね、そういったところには緑が欲しい。だけど、緑は欲しいけれども、葉っぱは落ちてほしくないと、葉っぱは絶対嫌だとか、そういうのが一つの緑に対する考え方だと思う人もいるわけです。

私は、そうじゃなくて、幸田町の緑は多様性がある緑なので、水を出す、植生も豊か、そして、いろいろな生態系が生まれて、幸田町に様々な利水としての、太田川だとか、いろいろな水、農業にも役立っているという環境から考えると、緑は大事、もちろん、落ちる葉っぱも大事というような中での里山風景に、もう一度、子どもたちに一つでもちょっと標高が高いところへ上がっていただいて、環境教育だとか、健康、食に対する興味、そういったものをそこに改めて復元できないかなということで、ＳＤＧｓ未来都市の中に森林サービス産業を入れました。

現在、産業振興課の職員の中にも森林アドバイザーに来ていただいて、額田の森林組合、今、岡崎市だとか、今、岡崎市でできているNPOの組織的な盛り上げ隊だとか、そういった方々と連携することによって、今、いろいろな都市で、公共施設の建物はRCだとかコンクリートだとか、鉄筋ではなくて、木質を使ったデザイン性の高い建物が本当に多くなりました。子育て施設もこれからそうなっていくと思います。

そういった意味で、幸田町は、ありがたいことに岡崎市さんがある、また、奥三河の方々とも協定しているので、緑資源のうまい使い方をうまく教えていただいて、幸田町でも、住民の方々が里山でもっともっといろいろな勉強をしながら、森林経営というものを一つ考えるための位置付けとなる、まずは一年にしていきたいなと思っておりますので、まだまだ、町民の方々に、どうしても林業もないのに、木材も取らないのに、山にそんな施策を投資してどうするんだという意見もあると思うのですが、そうではなくて、自然の中にある緑こそ、やっぱり幸田町の歴史が根付いておるという一つの根拠だと思うので、そこに対する働き方を進める上でも、議員が言われる、森林管理制度に対する、幸田町はちょっとなかなかハードルが高いですけれども、いろいろな里山整備事業で補助金をもらう、それから、地域のNPO的な人たちにいろいろ協力をもらって、環境教育の分野で、里山地域でいろいろな勉強をするということをしたいと思っております。

その具体的な候補地として、幸田町は、すいません、中央学区だけはちょっと山が、もちろん、神社の山はありますけれども、大体、六つの小学校区が、幸田町、盆地みたいになっているので、その見上げた山々に、坂崎だとソニーの森だとか彦左公園がある。

そして、荻と大草は健康の道があつて、しっかりと健康づくりに役立つてゐる。深溝、三ヶ根へ行きますと、深溝断層から三ヶ根駅、そして、逆川に向かって、とても山あいの豊かな、奥座敷のようなとても良い景観がある。そして、道の駅の周辺は須美桐山ですけれども、ここに高規格道路が走ってきて、皆さんのが憩いの場として、観光地としても役立つ場所がある。そして、六栗地域は、地元地域の方々が林道整備ということで道づくりを始めておる。だから、幸田町は、この市街地の中心拠点から見回りを回したときに、ちょっと小高い里山風景のときに、とっても森づくりがやりやすいような地域が根付いておるので、それは、私は、大事にすることが、これから多様性のある脱炭素化に向けた取組としての重要な施策として森づくりがあるんじゃないかなということで取り組んでおります。

議員が言われましたような発案をうまくいただきながら、もっと組合せて、新しい森林経営に対して、町民の方々の理解が深まるような施策をこれからも推進してまいりたいと思っております。

○議長（藤江徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） ありがとうございます。

S D G s を推進する幸田町は、森林経営管理制度による森林整備と、そして、森林空間を活用する森林サービス産業等、一体とした取組で、森林資源と森林空間の活用を通じた森林の持続可能な経営を進めていただきたくようにお願いしまして、私の質問を終わりります。

○議長（藤江徹君） 9番、都築幸夫くんの質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（藤江徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、丸山千代子くんの質問を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それでは、通告順に基づいて質問をしてまいります。ハラスメントゼロ宣言についてであります。

ハラスメントゼロ宣言、ハラスメント対策について伺うのが第1点目であります。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為は精神的、身体的苦痛を与え、人格や尊厳を踏みにじる行為であります。職場環境においても、雰囲気を悪化させ、職務にも影響を及ぼすものであります。さらには、中途退職などに追いやられ、人材確保の面でも損失となります。ハラスメントは絶対に許されないものであります。

私は、3月議会において、愛知県人事委員会に訴えがあった件について、ハラスメント対策実態調査を求めてまいりました。しかし、信憑性に欠けるとして実施をされておりません。

そこで、その後の経過、対策について伺いますが、幸田町において、ハラスメント対策は今現在どのようにしているのか、伺うものであります。

○議長（藤江徹君） 総務部長。

○総務部長（林保克君） 議員御指摘のとおり、ハラスメントは職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、職員の勤務環境を害する行為と認識をしております。

本町のハラスメント対策のよりどころといたしましては、平成11年7月1日に施行をいたしました、幸田町職員のハラスメントの防止等に関する要綱、また、そのほか、ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針に基づきまして、職員に対しハラスメント防止についての定期的な周知、呼びかけをするとともに、管理職宛てハラスメント防止に係る指針等を発出するなど、事実を認知したときは、黙認せず、迅速かつ適切に解決のための措置を講じるよう徹底を図っているものであります。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町においては、いろいろと取り組んでおられるということありますけれども、しかしながら、3月議会で取り上げましたように、職員のほうから愛知県人事委員会に訴えがあったわけ、これは事実であります。そうした対応の中で、私はハラスメント対策を求めてまいりましたが、従来どおりの回答ということになったわけであります。

そこでお伺いをするわけでありますけれども、2020年6月には改正労働施策総合推進法が施行されまして、地方公共団体においても、厚労省指針に基づき、パワーハラスメントを防止する措置を講じることが求められたわけであります。これは、パワハラが初めて法的に定義をされたものであります。

また、2020年には同じく改正男女雇用機会均等法が施行をされております。この法律は、性差別を禁止する規定とは別立てで、出張先などを含む職場における性的な行動に対し、事業主の措置義務が定められております。そして、同じく2020年、改正育児介護休業法も施行され、育児休業取得などに対するハラスメントへの業務規定も強化をされたわけであります。こうした三つの法律の改正あるいは施行に伴って、ハラスメント等に対する施策が講じられるようになったわけであります。

そういう中で、そういうことにも関わらず、こうしたことが起きている。また、総務省通達でも、公務の職場はハラスメント対策の模範となるべきとして、人事院規則の内容についても取り組めるよう求める通知が出ておりますけれども、従来どおりの取組でいいのかということでありますけれども、これについて、再度、対策について伺いたいと思います。

○議長（藤江徹君） 総務部長。

○総務部長（林保克君） 令和2年、2020年6月施行いたしました改正労働施策総合推進法におきまして、職場におけるパワーハラスメント対策が義務化され、防止するために講すべき措置、望ましい取組等が示されております。この令和2年6月、ここから本格的に法律に基づいたパワハラスメント対策が行われるわけでございます。

本町におきましては、この改正を受けまして、幸田町職員のハラスメントの防止等に係る要綱につきまして、ハラスメント防止のための法的義務を整理し、具体的には、人事院が定める指針を準用し、職員が認識すべき事項についての指針、苦情相談に係るフ

ローチャートの見直しについて、都度、徹底を図ってきております。

それから、平成11年7月1日以降の要綱から令和2年6月1日施行の要綱、これに改正したことによりまして、何がでは変わったかということでございますが、一つは、ハラスメント防止が、先ほど申しましたように、法律等により明確に位置付けられたこと。それは、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法、この三つの法律の中で位置付けられたということでございます。

それから、二つ目は、妊娠、出産、育児、または介護に関するハラスメント規定を新たにこの要綱の中に追加いたしました。

三つ目は、職員の責務といたしまして、改正前はハラスメント防止、排除に努めると規定をしておりましたが、本町ではしてはならないという禁止規定にいたしました。

4点目は、職員に対する指針を別に作成いたしまして、具体的にどのような行動をしてはならないかということを幾つか明記をしたものであります。

それから、先ほど申しましたように、五つ目は、苦情相談に係るフローチャートを整理したということでございます。

この施策によって、本町においてはハラスメント防止の対策を進めております。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 要綱の整備によっていろいろと施策を展開されているようありますけれども、このハラスメントをゼロにしていく、そのハラスメントについては、やはり毎回、何度も研修をしながら、そして、認識を変えることだと伺いました。

私は、8月29日に行われました、幸田町の主催、そして、愛知県労働協会、こことの協力の下に実施をされているハラスメントの原因と対処法、これが行われて、ここの中でちょっと研修を受けてまいりました。その中では、やはり、これは毎回、一年に一回の取組だけではなかなかこれが身につかない。長年培ってきた自分の性格やあるいは行動、こうしたことを改めていく、または認識をしていく、そのためには、何度も何度も繰り返し研修をしていかないと、なかなかそれが改めることができないということを知ることができました。

幸田町でも同じ講師さんから研修を受けていると聞きましたけれども、令和2年の要綱の改正で職員にいろいろと徹底をされているにも関わらず、再度、このようなハラスメント行為が引き起こされている、パワハラが行われていると、こういう実態があるという認識の上には立たなかったら、なかなか改善がされない、検証はされても改善がされないことになるわけあります。

そうした取組におきまして、その後の経過、要綱を改正するだけじゃ駄目ですよ。やはりこれはきちんとやっていかなければできない。ですから、その後の経過について、これ半年たちましたけれども、いかがかということありますけれども、再度、答弁を求めます。

○議長（藤江徹君） 総務部長。

○総務部長（林保克君） 今年3月の一般質問の件でございますが、これは、昨年、改めて確認をいたしますと、愛知県人事委員会宛てに届いた訴えでございました。本町は愛知県のほうに公平委員会の事務を委託しております、ハラスメントはその苦情相談の

対象となるものでございました。人事委員会としては、差出人の記載がない匿名でもあり、本町の職員かどうか特定できないため、苦情としての処理をいたしませんでした。ただ、訴えの内容が幸田町に関係するのではないかということで、本町宛てに情報提供されたものでございました。

本町といたしましては、事務上の決裁報告等は行っておりまして、常に意識して対応するよう心がけてはおりますが、それ以上の事実確認ができないため、事務の適正な執行に支障が出るため、深く取扱いをその後してきていないという状況でございます。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ハラスメントの防止、根絶に関する条例制定、これが、各自治体で増えてきております。この取組状況というのを把握しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 総務部長。

○総務部長（林保克君） こちらは、あくまでも、総務部の人事秘書課における例規の検索結果でございますが、検索して、ヒットをしてきたのは全国で62件ございました。この62件のうち、議会に係るハラスメント防止条例、こちらが、数えてみると80%近くを占めておりました。そのほか、職員に係る条例につきましては1割程度でございました。

なお、これらの中では、愛知県内の自治体は検索の中ではヒットしていないということをございました。

さらに補足いたしますと、全国的な動きといたしまして、長崎県の議会では、令和6年2月20日、本会議で県議会におけるハラスメントを防止するための条例が可決され、本年度に入り、本格的な取組が進められております。

東京都では、客が店員や従業員らに過度な要求や迷惑行為などを行うカスタマーハラスメントでございますが、この防止のための条例制定を現在進められております。

また、愛知県におきましても、このカスハラ対策を進めるための経済団体や労働者団体などによる協議会を設置いたしまして、さきの8月末にも協議会の会合が行われるなど、条例制定を視野に入れながら検討を進められていると承知しております。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 令和6年3月、地方自治研究機構が作成をした条例制定等を見ますと、いろいろ含めて、これ、議会も含めてですけれども、48自治体となっておりました。残念ながら、愛知県はこの中には含まれていなかったわけでありますけれども、その中で興味深いところがございました。

これは静岡市の事例でありますけれども、静岡市議会は、2024年4月1日付で、全47議員がハラスメント撲滅宣言をしております。その前には、全職員も宣言をしております。この署名をした内容につきましては、ハラスメント行為を絶対に行わない、いかなるハラスメントも黙認、見過ごさず、迅速かつ効果的な解決に向けて行動をするというものであります。なぜ宣言をしたかということは、ある職場で、上司によるパワハラハラスメントにより、職員の退職、休職が相次ぐといった事態が発生をしたという、そこがそもそも宣言をした行動になったということであります。

そうしたことが、ハラスメントをしない、させないことを目的にハラスメント撲滅宣言を掲げて、全ての市職員が宣言にも署名をしたと。市全体としてはハラスメント撲滅に取り組むという記事も載っておりました。そうした中で、静岡市議会も全議員がハラスメント撲滅宣言に署名をしたというものであります。

このように、やはり議会も認識をすることが必要であります。ですので、幸田町全体としてやはり取組を進めないことには、やはりなくならないのではないかと私は思うわけであります。

私が参加しました、8月29日のハラスメントの原因と対処法、ここには、町内、町外問わず、これは会社関係の方も見えておられまして、約20名の方が参加をされていたわけであります。そういう中で、やはり会社関係でもその取組方が分からぬとか、どういったことをやっていけばいいのか分からぬ、これが現状であると私は認識したわけでありますけれども、やはり幸田町職場におきましても、こうした分からないことが多いのではないかと、これがハラスメントだと認識をしないでやっている。こうしたことをやはり改善していくには、私は、やはりこれは宣言をしながら、そして、全体としてやっぱり取り組むことが必要ではないかと思ったわけであります。

そこで、ほかの自治体では条例化等の制定も行っております。愛知県の中では、政治倫理条例の中で、東郷町と犬山市がハラスメント行為の禁止ということでやってきております。ですので、幸田町としてどう取り組むのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 総務部長。

○総務部長（林保克君） 議員がおっしゃいました、静岡県静岡市の例について存じております。

今年の4月、市と議会が一丸となってハラスメント撲滅宣言を行っております。何らかのきっかけがある中で、こういった宣言、条例等の制定に向けた動きが進められていると認識をしておりまして、今出ました東郷町におきましても、町長のハラスメントが問題となったものでございます。新町長の下、ハラスメントの被害を受けた職員の心身のケア、これを最優先として、外部の相談機関を設置し、それから、条例制定も視野にということで検討をされておられるようでございます。また、小牧市におきましても、令和4年2月、ハラスメント防止等の指針の中で市として宣言し、掲載をされているということを確認しておるものでございます。

本町におきましては、ハラスメントゼロに係る宣言については、現時点では、やると考えておりませんけれども、宣言を行うことはハラスメント根絶のための有効な手段の一つと考えております。

まずは、今後につきましても、さきの要綱等に基づき、ハラスメント防止策を講じ、常に改善を続けながら良好な勤務環境を確保するよう努めていきたいと思っております。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ハラスメントゼロ宣言をする考えがない、3月議会と同じような回答でございましたけれども、しかしながら、今現在、このようにどんどんと変わってきてている。そういう中でも、令和5年度につきましては、先ほど、私が言いましたハラスメントの防止、根絶に関する条例制定、これにつきましては、令和5年度は大きく

伸びてきています。そして、さらに、令和6年度も、またさらに次々と出てきている状況の中で、やはり要綱だけで、このようにやっているからいいんだというものではないと私は思います。やはり、これは、議会も幸田町も一丸となって、幸田町として、やはりハラスメント撲滅ゼロ、こうしたゼロ宣言、これが、一つは効果的に幸田町の中で力を発揮するのではなかろうかなと思うわけであります。

幸田町における労働環境、これは民間も同じであります。民間の中でもこれはきちんと位置付けられている。そういう中で、こうした民間の方たちもハラスメントについて研修を受け、そして、どのように対策を進めようかと、このようなことに取り組んでいる中で、ただ要綱だけでやるというのはどうなんでしょうか。

私は町長にやはりお聞きをしたいと思います。やはりこうした、本当に働きやすい職場環境、幸田町の中でのそうした取組も模範となるようにしていく、そのためにも、ハラスメントゼロ宣言をしていく、その考え方、条例でも結構ですけれども、とにかく、きちんと明らかにPRをしていく、その考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） パワハラについて、本当に私も昭和の世代なので、今、委員からお話をありましたように、かつてのような対応ではとてもおぼつかないようなことが起きており、これは現実であります。今、首長さんレベルで、兵庫県だと、特定のところを言う気はありませんけれども、愛知県、様々な都市での首長さんのハラスメントという形で新聞報道されているところでございます。

そういう中で、今、ゼロ宣言ということで、総務部長のほうから、今のところ考えはない。もちろん、ゼロ宣言をすることによって、職員全体、そして、議会のほうも自覚していただく効果、対外的な効果はすごくあると思っております。

ただ、私は、その前にやるべきこと、もちろん、要綱はありますけれども、特別職等を含めて、やはりそういった訴えを起こした人たちを、もう一度、その原因を追及するために、内部組織で訴えた人を調査すると犯人探しのようなことになってしまふと、これまでいと思うんです。だから、人事委員会だと内部通報、あとは、第三者的な公平的な場で意見を聞くとか、内部は内部で、そういった事例のある人を聞き取ってしまうと、その方をもしかしたら追い込んでしまう可能性がある。これは絶対避けないとけないと思いますので、まずは、予防対策として、私どもは、パワハラ、モラハラ、セクハラ、いろいろなハラスメントの研修を受けて、まず、職員の中、そして、もちろん、私本人が自覚するようないろいろな研修をして、予防対策をしっかり整えた上で、もし、万が一、私どもの役所の職員もかなり体調崩されている方がお見えになります。その方々の中に、コミュニティーの取り方、人間関係、そして、病気、家族のこと、もしかしたら、パワハラのようなことでそういう事態に陥っていることもあるかもしれません。

そういうところのしっかりした分析をした上で対応、アンケートを取ることも一つ必要だと思いますけれども、そういう事前準備、予防的なことをまずやった上で宣言をして、幸田町は、口で言っていることも、内部でやっていることもしっかりとやっているというところに行きたいと思っているので、宣言をやりたくないということではなく

て、宣言ゼロを言う前に、まだ、幸田町として、特別職として、職員としてやっていくべきような、その組織のつくり方、意見の聞き方、アンケートの取り方があると思うので、そこから始めたいと思っておりますので、やらないということを言い切っているわけではないということだけ御理解いただきたいと思います。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今、町長言われるとおりかと私も思います。

別に、犯人捜しをするとか、そういうことではないわけであります。私は、本当にハラスメントのない、働きやすい職場環境ということで、そしてまた、職員の方が、やはり楽しく、そして、定年まで働き続けられる、そういう職場環境にしていく、その在り方として一つのゼロ宣言もあるのではないかということであります。

そこで、再度お伺いしたいわけでありますけれども、2021年6月には政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正をされました。その中で、セクハラ、マタハラ等の対策が明記されたことで、地方議会でもハラスメント防止条例が制定されてきております。ですので、地方議会、いわゆる、幸田町議会においても、やはり認識をしてやっていく。そして、併せて、幸田町全体としての取組としていく、その考え、これは、議会は議会でやるべきことなんですけれども、幸田町全体としての取組を進める、こうした取組を町長としてどのように進めていかれる考え方があるか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） 近隣、特に、問題が起きた市町村では、そういったことを必ず条例の中でやっておるというような、実際なのかなと思って聞いてはおりましたけれども、やはりこういった時節柄、様々なこういったパワハラ等に対する世間的な事例が多くなったということの中で、町全体として、近隣がどうやっているかということではなく、町内部の問題を相対的に捉えた上で、職員、そして議会、様々な形で相談しながら、何らかの形で、今、議員の御指摘のあるような流れに持っていくように、いち早く努めていきたいということで、回答のほう、よろしくお願ひします。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ゼひ、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、奨学金返還支援について伺いたいと思います。

物価高騰の下、学生は学費や生活費の工面でほとんどがアルバイトをしております。そして、子育て世帯の親の収入も減り、アルバイトで学業に専念できない実態、こうした学生もあります。大学進学する家庭で二人に一人が奨学金を借りて、学費や生活費を賄っている現状であります。これは厚生労働省の調査からも明らかとなっております。

厚労省の国民生活基礎調査の2023年度調査では、平均所得金額以下の世帯数が62.2%、300万円未満が36%を占めており、生活意識の問い合わせでは、苦しいの回答が全世帯の59.6%と、2022年の51.3%から大幅に上昇をしてきております。

一方で、日本の高等教育への教育支出における私費負担割合が、OECD加盟国の37か国の中で3番目に高くなっているとのことであります。いかに学費が生活に占める割合が高いか表すものではないでしょうか。また、労働者福祉中央協議会の2022年

の調査では、日本学生支援機構の奨学金返済者の平均借入総額は310万円で、返済期間は平均14.5年と長きにわたっております。

幸田町在住の若者にお話を伺う機会がありました。この実情では、卒業と同時に、300万円以上の多額になると聞いております。また、高い方では600万円近い借金を背負うことになったと話してくれました。このように、社会人になってから借金返済が大きな負担となり、若者の置かれている状況は大変厳しいものがあります。

のことから、若者支援として、奨学金返還支援についての考えを伺いたいと思います。

まず、その必要性の認識についてでありますけれども、若者支援として、奨学金返還支援は必要だと考えるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現在、幸田町で実施をしております奨学金制度につきましては、一定の条件を満たした高校生を対象に、返還の要らない給付型の制度を実施しております。

教育委員会としましては、学生から社会人になった若者の対象の支援という、奨学金返済の支援というよりも、小学生、中学生や高校生への支援を重点的に行いたいと考えております。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今、大学進学あるいは専門学校に進学する18歳以上の若者たちが非常に増えてきている中で、今まで、高校生のための奨学金あるいは給付制度というので、幸田町もいち早く取り組んでこられたわけであります。そして、高校生の授業料無料化、無償化、こういう中で、保護者の負担も大分楽になってきたと。その中で、今、日本の大学における授業料無償化、これが、子どもが三人いるところは無償になるとか、いろいろと国のはうも取り組んでいるわけでありますけれども、しかしながら、大学進学あるいは専門学校に進学するときには、親も、一応、準備はするわけでありますけれども、この30年間の間になかなか給料が上がらない、そして、物価高騰の中で親の収入も減る、こういう中で、もう真っ先に奨学金を借りて進学してちょうだいよと、これが現状であります。

今、二人に一人が奨学金を借りて進学をしている状況があると出ておりましたけれども、この傾向はますます強まってくるんじゃないかなと思うわけであります。そして、奨学金を借りたら、これは、あんた自分で生活費も賄いなさいよ、学費も賄いなさいよと、こういう状況に置かれる若者たちも今多くなってきております、親の生活も大変です。

ですので、本当に高等教育を受けていく、そのためには、本来、国の支援が必要であります。しかしながら、この若者支援としての奨学金、今現在置かれている若者の奨学金返還支援、これが私は必要だと思うわけであります。やはり大学を卒業したら、もう借金を肩に背負ってしまって、結婚もままならないと、こういうことも聞きました。

そういう中で、この奨学金返済、卒業後の大きな負担、この返還支援、この考えを再度問いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 教育委員会といたしましては、先ほど申しましたとおり、学生から社会人などになった若者の対象というよりも、小・中学生、高校生の支援を優先に考えたいということで現在やっておりますので、現時点では返済の支援は検討していないという状態でございます。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 愛知県下の中では、奨学金返還支援をするための独自の助成制度を実施している自治体が12市町村あります。その内容を把握しておられるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 奨学金の返済支援の助成制度を実施している県内の12市町村でございますが、名古屋市、豊橋市、蒲郡市を初め、12市町村ございますけれども、内容別に申し上げますと、中小企業などの人材確保、こちらを内容としておるもののが6市町村、介護、障害福祉職員を支援しておるもののが1市、市民病院、また、薬剤師等を支援しているものが2市、そして、若者支援として1町、定住支援としまして2町村、こういった12市町村の内容がございます。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ありがとうございます。

日本学生支援機構の奨学金返還支援制度、これは代理返還ですが、将来、企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として2021年4月からスタートをしております。2023年7月末時点では972社が、今、利用をしているということでありました。

このように、ほかのところでもいろいろとやっておりますけれども、これは、やはり登録をしないと受けられないということで、幸田町ではなかったわけでございます。

愛知県も助成制度があります。先ほど言いました、この企業への支援ということでその支援があるわけですけれども、この内容は把握しておられるのかお聞きしたいと思います。どのような内容であるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われます助成制度ですが、愛知県の奨学金返還支援制度かと思われます。

この制度は、奨学金返還支援制度を整備している小企業を愛知県が応援する制度であります。具体的には、愛知県内の、従業員300人以下である中小企業が、従業員に支給した奨学金返還のための手当、または、代返還した額の2分の1以内を補助しまして、県から企業に対し交付するものであります。

なお、交付対象企業でありますが、この交付金は愛知奨学金返還ネットに登録された企業が対象となっております。

また、補助期間は、従業員の採用年度から最大3会計年度の補助となっておるものであります。ただし、年間、一人当たり20万円を限度としておりまして、3年間となりますと、最大60万円の補助となっているものであります。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 先ほど伺いました12市町村の中で、この、愛知県の助成制度と同じような形の中で取り組んでいるところがあるわけでございます。

そこで、幸田町でも、この中小企業を応援、いわゆる、幸田町の若者が町内の企業に就職をして、そして、その分のそのところに登録をすれば、その企業から応援していただけるという取組でありますので、町として、この助成制度を創設する考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 先ほど申しました愛知県奨学金支援制度は、令和6年4月に制度を始めておるところであります。この制度への県内企業登録というのが56企業と、ほとんど活用されていないというところが現状であります。

なお、本町には、愛知県の、先ほど言いました、中小企業の奨学金返還支援制度に登録している企業というのがない状況であります。まずは、幸田町の商工会を通じて、町内中小企業に対し、県の制度を広く周知していくところから進めたく思っております。

したがいまして、現時点では、本町が独自で助成制度を創設する考えはないという状況であります。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 中小企業を応援する制度でございますが、これは、引いて言えば若者支援につながるわけでございます。

この制度に該当する幸田町内の企業はどれぐらいあるのか、何社ぐらいあるのか、分かつたらお答えください。

これは従業員300人以下という縛りもありますが、ほかに、ここからまた外れるところもあるわけでございます。そしてまた、300人以上であっても、たしか該当するところもあると伺っておりますけれども、その辺のところを、町内の企業で何社ほどあるのか伺いたいと思います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員言われます件についてであります。

先ほど申しましたとおり、300人以下の中小企業というところで、商工会のほうにちょっと確認もさせていただいたんですが、しっかりとした数字は分からぬんですけども、大体、中小企業、700社程度あるのではないかというところであります。

これは、一番、本当に小さい、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんがやっている、例えば、小さい駄菓子屋さんとか、そんなところも入っておりますので、大体、700程度というところであります。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 700社では、ちょっと対象、やっぱりそれを企業が実施する、その意思がない限りはできないわけでありますので、実際、どれぐらいなのか、実数でやっぱりつかんでいく必要があるのじゃないのかなと私は思いますけれども、そうした考えがありますか。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員言われますとおり、商工会のほうにももう一度、対象企業さん、どんなものになるのかというところを確認しながら、そちらの企業さんに、愛知県、こんな制度をやってますよ、人材確保にもつながりますので、ぜひとも登録のほうをというところもお願いしていきたいなと思います。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、若者支援の定住策としてもお伺いしたいと思います。

これは町単独の奨学金返済支援についてでありますけれども、これについて伺いたいと思いますけれども、一つ事例を挙げたいと思います。豊橋市がこの県制度を使って、そして、その後、あの3年間を市独自の制度としてやっていくという方法で、6年間の支援を行うという内容がありました。

先ほどの、12市町村の中でも、既に定住策としてこの独自支援を進めているところもあるわけでございます。これは、幸田町が奥三河の交流を進めている豊根村、そして、設楽町が行っているわけであります。

今、人口減少の時代の中で、やはり幸田町で生まれ育った子どもたちが、やはりこの住み慣れたまちで、そして、引き続き住んでいく、そして、子育てしていく、そういう取組もこれから大いに求められると思います。これは、本当に幸田町にそのまま引き継ぎ住んでもらえる、そういうところの若者支援としても大事ではなかろうかなと思います。

今現在、この支援として行っているのが子育て支援、そして、高齢者支援、これがどんどん進められてきているわけでありますが、働く世代のその支援というのが本當にないと。若者に聞きますと、私たちの支援というのがないんだよねと、こういうことを言われます。ですので、私は、若者支援もずっと取り組んでまいりましたけれども、この奨学金返還支援制度、これは若者支援につながるわけであります。そして、幸田町に住みながら、他市町村へ働きにいっている若者も対象とする、幸田町の住民を対象とする奨学金返還支援制度、この制度の創設について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江徹君） 企画部長。

○企画部長（内田守君） 人口減少が懸念されている中で、人口の流出の抑制と流入の促進は重要な課題だと認識しております。

奨学金を卒業後に返還する場合につきましては、在学中も幸田町に居住していた場合、在学中は町か転出していたが、卒業により幸田町に戻り、居住した場合、卒業後初めて幸田町に転入する場合が考えられます。

先ほど言われましたとおり、定住支援ということで、県内では設楽町、それから、豊根村が若者の定住支援ということで行っておりますけれども、定住支援におきましては、人口減少を地域で、地方出身者が都市部へ移住した後、再び地方へ移住するUターンや、都市部から地方へ移住するIターン、地方から都市へ移住した後、もともとの土地ではない地方へ移住するJターンを対象とした定住支援の一環として奨学金返還支援制度が設けられている場合がございます。

先ほど、議員申されたとおり、県内では設楽町、豊根村が若者の定着を目的として実

施しておりますけれども、近隣の自治体を見ても、定住支援を目的とした奨学金返還支援助成は見受けられず、現在のところ、幸田町として実施する予定はございません。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 町として定住支援としての支援はないよと、考えはないよということですが、昨日の一般質問の中で、人口減少の中で答弁がありましたように、幸田町の人口というのが4万2,000人から4万2,500人、いろいろありましたけれども、だんだんだんだん減少をしてきている。こういう状況の中で、今、働く世代が流出をしてしまったらどうなるのかということあります。

ですので、これは人ごとじゃないわけですよ。本当にこの人口の流出というのを止めいかなければならぬ問題になるんじゃないんでしょうか。幸田町の財産です、人は。ですので、そうした意味からも、私は、やっぱりこれは定住支援という名の下の若者支援という形の中で応援をすべきではないかなと思います。

ですので、これは、町長がそういう考え方の中に立っていただきたいと思いますので、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） 今、人口のお話ありましたように、国勢調査があった令和2年のときは、昨日ちょっと回答させていただいた中に、4万3,500人ぐらいあったときは、愛知県の中でも伸び率が一番。現在、人口の推移を見ますと4万2,100人ですかね、もう4万2,000人を切るのは間違いない。だけど、人口動態調査をすると、やっぱり幸田町の年齢層を見ていくと、4万1,000人というのがしばらく維持されるんじゃないかなという分析をされてますけれども、そうは言っても、今、御指摘ありましたように、大きな都市が、今、定住策ということで、これ以上の流出を下げたいために、もう一度戻ってきて、ないしは住んでいただくための方策がどんどんどんどん、過疎地域じゃなくて、大きな都市でもやり出してきた、おっしゃるとおりであります。

私も、定住策、定住ですから住み続けていただかなくちゃいけないということで、これから、国が大学生の支援だと、ああいうのがかなり拡充をしてくるのは間違いない。そして、学生さんは、やっぱり奨学金というありがたい制度がある中でもやっぱり返していくかなくちゃいけない。ある意味では、返すということはとても社会生活上大事なことでありますけれども、必要以上の負担になって、特に、若い方々が、ふだん、可処分の所得自体が少ない中にも関わらず、本当に生活が苦しくなってしまっては申し訳ないということあります。

定住というテーマで、例えば、区画整理をこれから荻でやったときに、新たにそこに入ってきていただく人たちがいると思うので、そういった、夫婦で一定の期間は必ず住んでいただけるというような条件の中で支援をしていくということが、実は、事務局の中心的な考え方で回答したと思っております。

若者というテーマだけで支援してしまうと、もしかしたらです、失礼な言い方かもしれないけれども、支援をいただいた、じゃあ、出てっちゃうよということにならないように、どうしても幸田の魅力の中で、私は、夫婦というテーマで住んでいただく、ないしは働くという行為の中で幸田に定住していただく。今、お話ありましたように、幸田

に住んで、周辺のものづくりの産業に就職していただくということも結構見えるわけですので、そういうものをトータルに考えながら、定住支援策の中に子育てをテーマにした支援策を確立したいなと思ってますけれども、国の支援メニューがあって、その中に子育て支援メニューがあって、幸田町独自の定住支援策をこれから考えようとしたときに、早急にすぐ若者定住策としての考え方を直接御回答できないので、トータルの中で、絶対に幸田に住んでいただく魅力のあるような政策をやるので、ぜひここに住んでくれと。そのためには地方を参考にしていただく、ほかの自治体の事例も踏まえながら、一定の額を助成する制度の確立に向けて考えるのは一理あるなということで、人口が減っていくことに対する、危機に対する、議員が言われたように、そういう工作を講じないとどんどん減っちゃうよということについては全く異議ありません。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 一つのことに絞って、また、定住対策としてというふうに質問をしてまいりましたけれども、豊橋市が行っている独自制度、これは、県制度に引き続いて、豊橋市独自の支援制度ということで若者支援を進めるわけであります。

ですので、過疎地だけではなくて、私は、若者支援としても、これは一つの定住対策の一環となるんじゃないかと、こういうことで質問をしたわけであります。

幸田町が災害応援協定を結んでいる内灘町も、こうした定住対策で若者支援をやっておられるようでございます。こうした、若者に対する支援ということで、やはり若者がここに住んで、そして、結婚をして、そして、子育てをしながら住み続けられると、そのための若い人たちが奨学金を返済しなければならないので、結婚もできないよと、この声をやっぱり受け止めていただいて、若者支援という形の中でやっていただきたいということをお願いするわけであります。

もう一つは、県制度が行っている、企業への支援として行っている若者支援、これをやる意思があるかどうか、最後にお尋ねして、終わりたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） 来年、新しく予算を作っていく中で、今年は70周年の記念事業ということもありましたけれども、幅広い世代の方々に支援メニューをする。今言われましたように、もしかしたら、若者の方々が意外と、といった子育てや高齢者に対する支援メニューがある中で、ちょっと自分たちにもというお話をしっかりと承りました。

総合的に、それぞれの各世代にわたります支援メニューの中に、若者支援策というものをもう少し持ち帰って考えたいと思っております。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） じゃあ、これで終わります。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（藤江徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、田境毅君の質問を許します。

7番、田境君。

○7番（田境毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に沿って質問をさせていただきます。

まず初めに、一つ目ですが、カーボンニュートラルへの対応についてであります。

国では、カーボンニュートラルの推進に向けて、次世代のエネルギーとして注目されている水素の利活用拡大や、コストを大幅に削減していくための環境を整備していくことを目的に水素社会推進法が成立しました。

日本政府は、2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、これを踏まえ、経済産業省が2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定しました。カーボンニュートラルの実現がグローバルレベルで求められる中、私たちの生活における発電割合の7割が化石燃料によるものであり、我が国の経済は持続的成長に向か、まさに正念場を迎えております。皆さんのが安心して笑顔で元気に暮らすことができる社会や、経済にしていくことが必要と考えております。カーボンニュートラルの実現には、技術革新に追従して、様々な施策を着実に前進させることができるものと期待しております。

本町では、第2次幸田町環境基本計画の中で、環境分野を五つに分類して、望ましい環境像が掲げられております。環境課を中心に、上位方針に基づき、様々な部署と連携して取組を進められており、令和6年度は、ポテンシャル調査を初め、事業予算を確保して取り組んでいると認識しております。2050年に向け、町が担うべき対応をどう進めるのか。カーボンニュートラル関連施策は、次年度予算に反映をして着実に前進させるべきものと考えます。

取組の現状と今後の課題を中心に質問します。

初めに、公共施設への再生可能エネルギー導入、省エネ家電購入費補助、公用車の次世代自動車導入などのカーボンニュートラル施策の進捗です。

まず、公共施設への再生可能エネルギー導入の進捗を確認します。お願いします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） まず、公共施設への再生可能エネルギー導入につきましては、今年度において、公共施設10施設を対象とした公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査業務を実施いたします。環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受け、8月28日に入札により受託業者が決定いたしました。

今後、受託業者及び各施設の所管課と調整し、資料収集及び現地調査等を進めてまいります。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） 承知をしました。

次に、省エネ家電購入費補助の実績を確認します。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 省エネ家電購入費補助につきましては、令和5年度の単年

度事業として実施いたしました。

実績といたしましては、交付件数は644件、交付金額は3,136万1,000円。省エネ家電の導入によるCO₂削減効果は、年間、約35トンとを推計しております、省エネ家電への買換え需要の喚起に一定の効果があつたものと考えております。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） 年間、約35トン、CO₂削減効果につながる施策が促進できたという評価をします。

次に、公用車の次世代自動車導入状況及びそのほか本町で実施するカーボンニュートラル施策の進捗を確認します。お願ひします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 公用車の次世代自動車導入状況につきましては、昨年度、環境課において、電気自動車1台を購入したことにより、現時点では、ハイブリッド車3台、電気自動車2台となっております。公用車につきましては、今年3月に策定しました第4次幸田町地球温暖化対策実行計画事務事業編におきまして、使用年数の長いものから、順次、毎年、数台程度、次世代自動車へ更新することが望ましいとされております。

また、そのほか、町民及び町内事業者へのカーボンニュートラル政策の推進といたしまして、新エネルギーシステム設置費補助、次世代自動車購入費補助につきましても、令和6年度では、昨年度より予算額を総額で342万3,000円増額とし、災害に備えた蓄電池の需要の増加や、軽自動車規格の自動車、電気自動車の普及を背景に、順調に申請件数を伸ばしているところであります。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） 公用車のほうは、毎年、数台程度、次世代自動車へ更新をしていくということですし、申請のほうも順調に件数が伸びており、施策の狙いと町民のニーズが合致した施策であると判断をします。

次に、本町におけるカーボンニュートラル施策の課題と今後の推進体制などを質問します。

愛知県では、去る2024年7月24日に、全トヨタ労働組合連合会、各政党の愛知県連、自動車産業の未来を考える会で構成される、あいちカーボンニュートラル懇話会の4回目が開催されました。会議の冒頭に、水素、アンモニアの需要創出、利用促進など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた要望が愛知県知事に手渡されました。

日本の脱炭素社会の実現には様々な課題を乗り越えていくことが必要であり、リード役を担うべき愛知県の、とりわけ、経済と雇用を牽引する自動車産業分野における政、労、使が各々の役割と責任を果たしつつ、カーボンニュートラルに向けた取組を強力推進していくことが不可欠と考え、3項目を要望されています。

まず一つ目に、自動車の故郷、愛知県として、自動車産業の持続性を高める選択肢を育み、中小企業を含めたサプライチェーン全体で雇用を守り、産業基盤の強化に向けた施策の充実と、グリーンリカバリーを通じた地域経済の活性化、魅力あるまちづくりで

あります。

二つ目に、カーボンニュートラルの実現に向け、新たなエネルギー資源として期待されている水素とアンモニアのサプライチェーン構築や、需要創出、利活用促進とグリーンイノベーション基金の活用など、新技术の導入による愛知県の産業の発展。

最後、三つ目に、愛知県内の各市町村での取組も含め、カーボンニュートラル実現に向けた具体策、これは愛知モデルといいますが、この推進に向けた、国、政府、関係省庁への強力な働きかけと、愛知県外に向けた積極的なPR活動、これらの課題に対する愛知県のあるべき姿の実現と、その施策を全国へ普及させる取組が進められております。

そこで質問をします。

初めに、カーボンニュートラル施策の課題にはどのようなものがあるかを確認します。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） カーボンニュートラル政策の課題といたしましては、本町の第4次地球温暖化対策実行計画事務事業編の目標達成に向け、公共施設への再生可能エネルギーの導入方法の検討及び導入スケジュールの具体化のほか、民間事業者との連携による政策推進などが課題となっております。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） 次に、公共施設への再生可能エネルギーの導入方法の検討、スケジュールの具体化で決定していることがあれば伺います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 導入方法につきましては、今年度実施いたします、公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査業務の調査結果に基づきまして検討していくこととなります。

また、大まかなスケジュールといたしましては、令和7年度において再エネ導入手法の検討、ポテンシャル量の見直し、令和8年度以降で事業計画の策定に取りかかることができると考えております。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） まずは、次年度の再エネ導入手法の検討と、ポテンシャル量の見直しが円滑に完了できることを期待します。

次に、民間事業者との連携による施策推進において、カーボンオフセットの観点で、J-クレジット制度などの手段を有効活用して、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組むべきではないかと考えておりますが、本町の考えはどのようなものかを確認します。お願いします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 現在、J-クレジット制度の活用として、東邦ガス株式会社との推進連携事業として、住宅用の新エネルギーシステムの一つであるエネファームを対象に、エネファーム使用によるCO₂削減量をJ-クレジット化し、地元企業等へ販売することで、域内の環境と経済を好循環させるJ-クレジット、地産地消スキームの導入を現在検討しているところであります。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○ 7番（田境 肅君） Jークレジット、地産地消スキームの導入により、環境と経済を好循環させる具体策を検討されていることが分かりました。

今後の推進体制をどのようにされるのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町の第2次環境基本計画では、幸田町全体における2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比、46%削減、また、第4次地球温暖化対策実行計画事務事業編では、2028年度における幸田町役場の事務事業に依頼する温室効果ガス排出量を、2025年度比、44%削減との目標を掲げております。

今後の政策推進に当たりましては、環境課が地域の脱炭素化に向けた方針を示すとともに、庁舎内において、これらの計画で掲げております削減目標の共有を図ってまいりたいと思っております。

また、各所管課においては、各計画の目標達成を共通認識するとしまして、施策立案の際には、カーボンニュートラルに資する取組を積極的に取り入れていくことが望ましいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○ 7番（田境 肅君） 次に、カーボンニュートラルの推進に向けて、次世代のエネルギーとして注目されている水素の利活用拡大や、コストを大幅に削減していくための環境を整備していくことを目的に、2024年5月に水素社会推進法が成立しました。

水素社会推進法の概要と本町の受け止めを確認します。

初めに、水素社会推進法の概要を確認します。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 水素社会推進法は、2050年に、カーボンニュートラルの実現に向け、鉄鋼、化学等の産業や、モビリティー、発電といった、脱炭素化が難しい分野において、GXを推進するため、低炭素水素等の供給利用の促進を図ることを目的としたものになっております。

内容につきましては、その具体化に向けて国が前面に立ち、低酸素水素等の供給、利用を早期に促進するため、基本方針を策定、計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や、規制の特例措置を講じるとともに、低酸素水素等の供給拡大に向けて、水素等の供給を行う事業者が取り組むべき判断基準の策定等を行うものとされております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○ 7番（田境 肅君） 次に、水素社会推進法をどのように受け止められているか、質問します。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町における水素利用に関しましては、現在、具体的な取組の予定はありませんが、水素社会推進法における、国、自治体、事業者、それぞれの責務の中で自治体は国の施策に協力し、低酸素水素等の供給、利用の促進に関する施策を推進するとされております。

愛知県におきましては、経済産業局に水素社会実装推進室が設置されまして、社会実

装に向けた取組が進められておるところであります。

今後におきましては、県主催の研修会等に参加するなどして、取り残されることのないよう、情報収集に努めてまいりたいと思います。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） あいちカーボンニュートラル懇話会から愛知県へ要望した二つ目の項目には、カーボンニュートラルの実現に向け、新たなエネルギー資源として期待されている水素とアンモニアのサプライチェーン構築や、需要創出、利活用促進とグリーンイノベーション基金の活用など、新技術の導入による愛知県の産業の発展と記されております。

水素、アンモニアの需要創出、利活用促進を初め、日本の脱炭素社会の実現には様々な課題を乗り越えていく必要があります、リード役を担うべき愛知県の、とりわけ、経済と雇用を牽引する自動車産業分野における政、労、使が、各々の役割と責任を果たしつつ、カーボンニュートラルに向けた取組を強力推進していくことが不可欠であると考えます。

そこで、水素社会推進法において、工業炉を持つ事業者への影響や課題などを質問します。

まず、工業炉を持つ事業者への影響や課題を分析されれば、伺います。お願いします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 低酸素水素等をエネルギーとした工業炉につきましては、開発に係る技術的な課題や、低酸素水素等の安定的な供給に関するインフラ整備といった課題があるものの、CO₂を排出しないカーボンニュートラル工業炉として、産業競争力の強化につながると期待されているものと認識をしております

本町におきましては、今年度7月に、町長以下、企業立地課職員が兵庫県神戸市にある川崎重工業に企業誘致を目的として視察をしております。内容につきましては、カーボンニュートラルに水素を選んだ理由や、社会実装の具体的方針などについて視察をしているものであります。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） 積極的に視察等で情報を集められているということが分かりました。

愛知県では、企業全体に占める中小企業等の割合が極めて高くなっています、カーボンニュートラルの実現に向けては、中小企業等の脱炭素経営に対する取組支援がとても重要なことから、あいち脱炭素経営支援プラットフォームが設立されました。ふだんから、地域の中小企業等との接点を持っている経済団体や金融機関等々、行政が一体となって、地域ぐるみで中小企業等の脱炭素経営を支援する仕組みと理解をしています。

愛知県が積極的に取り組むことにより、水素エネルギーへの転換や、利活用の加速が想定をされます。本町においても、水素社会に向けた環境づくりの促進を期待します。

本町の考え方を伺います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 低酸素水素等の供給利用の促進につきましても、本町の脱

酸素ゼロカーボンシティーを実現するまちを推進する取組の一つとして受け止めまして、今後は、国の動向を注視し、県との連携により、中小企業等が経営に取り組むことのできる支援をする体制の構築について、調査、研究をしてまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 肇君） 県との連携をしながら、支援のほうを期待します。よろしくお願ひいたします。

次に、二つ目のテーマに移りたいと思います。

2件目は、本町のSDGsの推進についてであります。

持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されていますが、目標達成期限である2030年に向けた取組は後半戦に突入しており、世界的に対応が急がれている状況であり、政府は、2023年12月にSDGsを達成するための中長期的な国家戦略であるSDGs実施指針を4年ぶりに改定しました。同指針では、社会課題の解決を通じて、事業性を高める企業等への支援の強化など、民間企業に関わる内容も多く、政府は官民を問わずに、国全体としてSDGsの目標達成に向けて力を入れています。

インターネットで調べましたが、帝国データバンクでは現在のSDGsに関する企業の見解について調査をされています。調査は、2020年以降、毎年実施し、今回で5回目になります。調査の期間は2024年6月17日から30日、調査対象は全国2万7,159社、回答率は40.8%であります。この調査結果の要旨五つが報告されています。

一つ目、SDGsに積極的な企業は、調査開始以降で最高水準の54.5%、人材確保を狙う企業もあるということであります。

二つ目、規模が小さいほど、SDGsに積極的な企業割合は低いということであります。

三つ目、現在力を入れている項目、今後、最も力を入れたい項目ともに、目標8、働きがいも経済成長もこれがトップであります。

四つ目、取り組んでいる企業の7割がSDGsの効果を実感、企業イメージ向上、従業員モチベーション向上が上位となっております。

最後、五つ目ですが、4社に1社が多様性、公平性、包摂性、これ、ダイバーシティ・インクルージョンと言われますが、これへの取組に積極的ということであります。

これらの結果から、現在、企業に関わっている、現役で働く方々の意識も同じ傾向ではないかと推測をされます。また、70歳を超える町民からも、SDGsは大事なものと知り、いろいろ今勉強しているなどの声が寄せられており、取組の周知は進んでいるということを感じています。

SDGsの到達目標を達成するには広い視野で様々な施策に取り組む必要があり、全庁一丸で着実に進めることができることが期待されます。環境問題は待ったなしであり、より良い環境を次世代へ継承する責任を果たさなければなりません。具体的な提案を町民が理解し、一人一人が参画できることが重要です。

去る8月7日に本会議場を使用して開催された子ども会議において、中学生になれば

自分の意見を持っており、自分たちの意見を伝えたい、そういうコメントを聞きました。ＳＤＧｓの目標は、子どもたちにとっては、自分たちが住み続ける幸田町の未来を想像できる、わくわく感のある取組だと思います。

本町のＳＤＧｓの推進について、関係者と連携し、着実にＳＤＧｓの推進を図るため、取組の現状と、今後の課題を中心に質問いたします。

令和6年5月に、本町が内閣府からＳＤＧｓ未来都市に選定されました。県内町村では初であります。また、選定されたことを受け、8月1日には、本町のＳＤＧｓ、持続可能な開発目標推進のシンボルとして、町民の皆様に広く普及し及び啓発する目的で、幸田町ＳＤＧｓ未来都市ロゴマークも制作されました。ＳＤＧｓ未来都市の提案の背景、目指す姿、推進体制、17の到達目標に対する計画などをまず確認します。

初めに、ＳＤＧｓ未来都市の提案の背景を確認します。

○議長（藤江徹君）環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君）ＳＤＧｓ未来都市は、地域経済の活性化といった地方創生の達成に向け、ＳＤＧｓの観点から、優れた取組を提案する都市を、内閣府が毎年選定をするものであります。

本町におきましては、令和6年度にＳＤＧｓ未来都市の応募にあわせ、今年2月に内閣府へ提案書を提出したものであります。

本町のＳＤＧｓ未来都市提案の背景といたしましては、人口増加の影響による地域コミュニティーの一体性や、コミュニケーションの希薄化、町の魅力である豊かな自然が活用される、身近な自然との関わりが薄いことを地域課題として設定しまして、コミュニティ力や自然環境との調和を大切にすることによりまして、成長の基盤である地域の活力を高め、町の魅力を向上させることにより、本町のさらなる発展を成し遂げることを目的として提案したものでございます。

○議長（藤江徹君）7番、田境君。

○7番（田境毅君）次に、ＳＤＧｓ未来都市の目指す姿はどのように考えられているか確認をします。お願いします。

○議長（藤江徹君）環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君）ＳＤＧｓ未来都市の目指す姿としましては、内閣府に提出しましたＳＤＧｓ未来都市提案書におきまして、2030年のあるべき姿として、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む、そして、この好環境を支えるまちの活力向上の実現を掲げており、これは、同じく、地方創生の達成に向けた既存計画であります、第2期幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略における、目指す姿と同一とすることにより、本町の描く理想像に一貫性を持たせる内容としたものであります。

○議長（藤江徹君）7番、田境君。

○7番（田境毅君）次に、ＳＤＧｓ未来都市でどのようなことが始まるのか、方向性はどのように考えられているか、確認をします。

○議長（藤江徹君）環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君）本町のＳＤＧｓ未来都市につきましては、「ＳＤＧｓで創る緑住文化都市～森林空間で未来へつなぐまち幸田～」をタイトルとした提案の中で、

本町のさらなる発展のため、地域経済の成長と、成長の基盤である地域の活力や魅力の向上に向けて、特に、注力する先導的取組の一環として森林サービス産業の推進、こうしたSDGsプラットフォームの設立、JR3駅を活用したマルシェの開催を、具体的な取組を進める予定としております。

これからの方針により、幸田町に新たな産業を創設していくとともに、地域住民がより一体となれる仕組みを構築することで、一体感を持ったまちづくりを推進していくこうとするものであります。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） 具体的に、先ほど答弁がありました、森林サービス産業の推進、こうしたSDGsプラットフォームの設立、JR3駅を活用したマルシェの開催、この三つが特に注力する先導的取組として予定をされています。ここを承知しました。

SDGs未来都市の推進体制はどのように考えられているか、伺います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） SDGs未来都市の推進体制としましては、行政体内部の出向体制として、町長を本部長としたSDGs本部を設置し、施策に関する第3次管理等を行うこととしております。

また、第3次施策の推進に当たりましては、総合計画、総合戦略、環境基本計画などの計画に盛り込まれた、SDGsの達成に向けた方針に基づいて進めるものと考えております。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） SDGsの17の達成目標に対する計画はどのように考えられていますか、伺います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） SDGs未来都市では、地域課題の解決と、地方創生の達成に向け、社会、経済、環境の3側面と、それら3側面をつなぐための統合的な取組を象徴とする、ゴールを絞った上で提案する内容となっております。したがいまして、17のゴール全てを網羅する内容とはなっておりません。本町では、17のゴール全てに対応した計画がないのが現状でございます。

今後は、総合計画などの町全体の施策の方向性を定めた計画に沿う形で、各課が自らSDGsの達成を意識しながら、各々の政策を推進していくことが望ましいと考えております。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） 次に、本町のSDGs推進について、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、環境基本計画について、SDGsの理念をどう取り入れていくのかなど、確認をします。

第2次幸田町環境基本計画は、令和14年度まで10年間を計画期間に、町民や事業者、幸田町環境審議会委員など、関係者の協力を得て、令和5年3月に制定されました。

平成15年3月に制定された第1次環境基本計画では、先人たちが守り、残してくれた豊かな自然と環境を守るため、「みんなでつくろう 四季とふれあう美しいまち」を

スローガンに、環境の保全及び創造に関する施策が推進をされ、今回の第2次計画では、昨今の社会情勢の下、これまでの第1次計画の成果を踏まえ、カーボンニュートラルや、SDGsの目標達成、グリーントランジション、これはGXですね、の実現などの新たな環境課題へと対応をし、環境分野における施策の総合的かつ計画的な推進を、第1次計画の基本理念を継承しつつ、町民、事業者、行政が主体的に協働し、持続可能なまちづくりを目指すことによって、豊かな森林ときれいな水を大切にし、自然豊かで美しい幸田町を次の世代に継承することを明確に示されております。

初めに、第2次幸田町環境基本計画へSDGsの理念をどう取り入れているか、お聞きします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 令和5年3月に策定されました第2次幸田町環境基本計画には、ゼロカーボンシティーの実現や、循環型社会の構築、自然環境や生態系の保全など、SDGsに掲げられたゴールの達成に貢献するための方針や政策が定められております。

環境基本計画の中では、第1章、計画の趣旨において、SDGsの概要及び本計画が貢献するゴールの一覧を掲載するとともに、第3章、施策体系において、本計画が掲げる六つの望ましい環境像ごとに対応するゴールのアイコンを掲載しまして、見る人にとって、どの施策がどのゴールの達成に貢献するのか、分かりやすい表記を心がけたものとなっております。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） ゴールアイコンを使い、見る人にとって分かりやすい表記にするなどの工夫もされたことが分かりました。

次に、総合計画と総合戦略について、SDGsの理念をどう取り入れていくのか、お聞きをします。お願いします。

○議長（藤江徹君） 企画部長。

○企画部長（内田守君） 総合計画につきましては、総合計画策定特別委員協議会でも取り上げられましたとおり、第7次幸田町総合計画の策定の背景といたしまして、環境問題への意識の高まりや、SDGsの取組の推進を社会情勢の変化として捉えており、これに対応することを念頭に策定する予定であります。

SDGsの、地球上の誰一人取り残さないことは、これまでの総合計画にも通じるものと思っております。

引き続き、第7次の総合計画でもSDGsの理念は反映していくことと考えていますが、総合計画は、町全体の目指す方向を示すものでありますので、個別計画の策定等において、より具体的な施策としてSDGsの理念を取り入れ、その施策がどのようにSDGsにつながっているかを意識し、施策の実現に向けて取り組む必要があると考えています。

また、幸田町のまち・ひと・しごと総合戦略は5か年計画であり、第2期の令和3年度から令和7年度の総合戦略には、第2期総合戦略における新たな視点といたしまして、（2）新しい時代の流れを力にする持続可能なまちづくりを掲げています。その中で、

S D G s の達成に率先して取り組むことにより、誰一人取り残さない、経済、社会、環境が調和した持続可能なまちづくりを進めることとしています。

また、第2期総合戦略の目標として、四つの目標と二つの横断的な目標を掲げていますが、横断的な目標の一つが S D G s の推進となっています。このように、S D G s の推進は、既に、第2期総合戦略の中には重要な推進項目として掲げられ、様々な事業を展開している状況であります。

令和8年度から12年度までの5か年の新たな第3期総合戦略の策定に向けて、令和6年度から動き出しをしているところではありますが、上位計画に当たる総合計画にあわせながら、第3期総合戦略におきましても、S D G s の取組は重要な推進事業として位置付け、事業推進に努めていく方向で考えています。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） これまでお聞きをした内容から、本町にはS D G s の17のゴール全てに対応した計画はなく、S D G s 未来都市、環境基本計画などの各計画においてもS D G s の理念は取り入れられているものの、必ずしも、17のゴールの全てが網羅されているものではないと理解をしました。

そこで、幸田町として、S D G s の17のゴール全体に対してどう推進されるのか、お聞きします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員御指摘のとおり、現状、本町では17のゴール全てに対応した計画はございません。

S D G s 全体の推進に当たりましては、各課が自らS D G s の達成を意識し、所管の個別計画を策定し、各々の政策を推進していくことが望ましいと考えております。

今後、S D G s の17のゴール、169のターゲットを町の施策体系にひも付けた一覧を作成するなど、各課の所掌事務において留意すべきゴール、ターゲットの内容を分かりやすい形で示すことによって、庁舎内における、S D G s の目標達成に向けた共通認識を醸成する環境を整えていきたいと思います。

○議長（藤江徹君） 7番、田境君。

○7番（田境毅君） カーボンニュートラルの実現や、S D G s の目標達成に向けた共通認識を醸成する環境を整えていただき、次世代に継承できる、誰一人取り残さない、安全・安心で魅力あるまちづくりが今後も推進されることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（藤江徹君） 7番、田境毅君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩とします。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（藤江徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、藤本和美君の質問を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

新型コロナワクチン定期接種について。厚生労働省によると、令和6年8月22日現在、新型コロナワクチンによる健康被害救済制度認定数7,970件、うち、死亡認定件数777件です。過去45年間に申請された新型コロナワクチン以外の全ワクチンの累計健康被害認定件数3,522件、累計死亡認定151件です。それを大幅に上回り、過去に類を見ない健康被害が生じています。

私が昨年12月に一般質問したときは、認定数5,172件、うち、死亡認定件数377件でしたので、この8か月の間にも認定数は1.5倍ほどに増えていますし、死亡認定件数は2倍になりました。私がこの通告書を作った1か月の間にも数字は刻々と変化し、死亡認定数は増加しています。のことから、健康被害は多くあることが分かります。

リスクとベネフィットを両方開示することで、自分は接種をどうするかを決める材料にしていただきたいのですが、現状は、新聞やテレビなどのメディアで取り上げられることが極めて少ないため、どこで最新の情報を得るかという点がとても重要です。

私は、今回のワクチンで国がやっていることが全て正しいという考えは、自分自身を思考停止にさせることだということがよく分かりました。接種を行う自治体が最後のとりでだと考えて、住民に寄り添った、偏りのない、公平な情報発信と支援が重要だと考えています。

以前の質問でも発言しましたが、重要なことなので、再度申し上げます。

緊急であるという理由により、メッセンジャーRNAワクチンが国内での治験を省略して特例承認されました。本来なら、一人でも死者が出れば接種中止されるはずのワクチンが使用され続け、10月からは定期接種実施に向けて進められています。

新型コロナワクチンは、今回の予防接種から定期接種になるわけですが、予防接種の種類の違いと、種類ごとの自治体の接種に関する役割についてお聞きします。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 定期接種と臨時接種は、予防接種法に基づき、国や自治体が主体となって行う接種で、任意接種は希望者が任意で行う接種のことあります。

臨時接種は、蔓延防止上、緊急の必要性があると認められるときに、都道府県、または市町村が行う臨時の接種のことで、令和5年度までの新型コロナウイルスのワクチン接種は臨時接種に該当します。

役割については、予防接種法に基づく定期接種は市町村長が行うこととされています。具体的には、予防接種台帳を適正に管理・保存すること、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応、その他、接種に関する注意事項等について十分な周知を図ることであります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 10月から定期接種となる新型コロナウイルスの予防接種のメーカ

一、種類について伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 新型コロナウイルス感染症の予防接種のメーカー、種類については薬事承認されることが前提となります。

9月2日に掲載された厚生労働省のホームページの内容から、薬事承認済みのメーカー一名はファイザー株式会社、モデルナジャパン株式会社の2社。ワクチンの種類はメッセンジャーRNAです。

薬事承認申請中のメーカーは、第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社、Meiji Seika ファルマ株式会社の3社。ワクチンの種類はメッセンジャーRNA、組換えタンパクメッセンジャーRNA（レプリコン）です。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 不活化ワクチンの一種である組換えタンパクとメッセンジャーRNA、それから、日本人が世界で初めて接種することになるレプリコン、いわゆる、自己増殖型メッセンジャーRNAの3種類があるということです。

今現在、メッセンジャーRNAワクチンの真相究明や、被害救済を進めるどころか、定期接種のために新たに承認されようとしている、新型の自己増殖型メッセンジャーRNAワクチンは、世界で唯一、日本でのみ認可されました。大規模治験を実施したベトナムや、開発国であるアメリカでは承認はされていません。

このたび、対象株となり得るJN1に対しては、マウスに対しての実験のみで、国内での臨床実験は行われておらず、住民からの心配の声が上がっています。この状況は、国外で認可が取り消された薬剤を日本で使い続け、多くの健康被害をもたらした過去の幾つもの薬害事件を思い起こさせます。

本来、薬剤は安全性が認められるまで出回ることはありませんし、一人でも死亡者があれば、一旦、使用停止になっていたかと思います。国外で未認可であるということは、何らかの安全上の懸念があるのでないかと疑ってしまいます。

町内でも、多くの方から、このことについて御意見、御質問をいただきました。また、皆様御存じの、小林製薬の件は厚生労働省が非常に迅速な対応をしました。それと比較してみても、700人以上が健康被害救済制度で死亡認定されても、重大な懸念は認められないとするこの状況をお分かりいただけるのではないでしょうか。

薬事承認申請中の武田薬品の組換えタンパクワクチンは、従来のワクチンであります不活化ワクチンの一種です。こちらは、メッセンジャーRNAワクチンの副反応の原因と言われる脂質ナノ粒子をしていません。現在、薬事承認中を含めると、5社、3種類のワクチンが今回の定期接種の対象となります。接種するワクチンの種類やメーカーを住民が選ぶことができるのか、伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 各医療機関で取扱うワクチンが違うと思われますので、各自で医療機関に問合せをしていただきまして、どのワクチンで接種するか確認し、接種の予約をしていただくことになります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○ 1 番（藤本和美君） 医療機関が自分たちでワクチンを仕入れ、住民が自分で医療機関に電話をし、確認することができると理解しました。

今回、10月から定期接種となるワクチンについては、厚生労働省が以下のように説明しています。

個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、定期接種B類として実施することとなっています。しかし、新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染した場合の重症化率は低くなっています。厚生労働省によると、新型コロナウイルス感染症の重症化率は、令和5年8月時点での季節性インフルエンザを下回っており、接種をするかしないかはこの辺りも重要な判断材料になりそうです。

そこで、今回の定期接種の接種対象者と人数を伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 定期接種となります接種対象者は、昭和34年1月31日以前に出生した、接種時に満65歳以上の方、また、昭和39年12月31日以前に出生した、接種時に満60歳以上、65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則による1級程度の方であります。

接種対象者数は、現時点で9,400人ほどであります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○ 1 番（藤本和美君） 65歳以上の方が対象になると理解しました。

御自身の体調や持病など、かかりつけ医などに相談し、適切な判断ができればと思います。

それでは、今回の定期接種の接種期間を伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 接種期間は、令和6年10月1日から令和7年1月31日までであります。ただし、愛知県広域予防接種事業による新型コロナ予防接種は、令和6年10月15日から令和7年1月31日までとなります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○ 1 番（藤本和美君） 4か月間の接種期間があり、その期間以外は任意接種となり、全額、自費となります。

厚生労働省を初め、各自治体がホームページで接種の案内を始めましたが、本町ではどうでしょうか。町民への接種の案内方法を伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 広報こうたは9月号に掲載、町ホームページは9月1日に掲載しております。

対象者への接種券発送は、令和6年10月末までに65歳になる方には9月20日の発送を予定しております。

さきに答弁した、対象者に該当する1級程度の障害のある方につきましては申請方式としております。保健センターに申請書を提出後、接種券を発送します。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○ 1番（藤本和美君） 今回、定期接種ということで、本町では全対象者に接種券を送付するということです。接種券が郵送で自宅に届くと、町が進めていることだから安心だろうと思ったり、半ば、義務感で接種しなければならないという心情になる方もいらっしゃるようです。

まだ薬事承認が下りていないメーカーもあり、十分なリスクが周知されていない中、接種券を送付することに対して危機感を持ちますが、本町が全対象者に接種券を送付する理由を伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 定期予防接種の実施主体である市町村は、接種を受けることを希望する方に対して、予防接種を受ける体制を整える義務があります。接種を希望する方、接種対象者の方が、長期入院等により通常の方法では接種を受けることが困難な場合もありますので、予防接種を受ける機会を確保する観点から、あらかじめ、接種券を送付することで定期接種の対象者であることをお知らせしています。

なお、同封した案内文には、本人が希望する場合のみ接種ができ、希望しない場合は法律上の義務はない旨をお知らせしております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○ 1番（藤本和美君） 自治体としても、医療機関としても、接種券を先に準備しておいたほうが事務的に間違いが起こりにくく、効率的であることもあります。接種に関して、義務ではないとの案内文を同封していることも理解しました。しかし、安全性への懸念に関しては各自で情報収集するしかない現状であり、大手新聞、テレビでは、リスクとベネフィットについては公平に報道されているとは言えない状況ではないでしょうか。

近隣で接種券を送付する自治体を伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 近隣の状況でありますけれども、西三河9市と蒲郡市は、いずれも接種券を送付すると聞いております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○ 1番（藤本和美君） 西三河では接種券の送付がされるとのことです。県内でも、尾張地区では送付しない自治体が幾つもありますので、医師会によって異なっているのかと推測いたします。

ここからは健康被害についてお聞きしていきます。

任意と言われながらも、国が推奨するものを信じて接種し、健康被害に遭われた方がいらっしゃいます。

本町では、今まで、接種後、健康被害を訴える人がいるか、伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 現時点では、予防接種健康被害救済制度、コロナワクチンに関してでありますけれども、申請件数は7件であります。いずれも、令和2年度から5年度までの申請になります。令和6年度の申請はありません。

申請件数7件のうち、認定が5件、否認が1件、審査中が1件であります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 本町では合計7件の申請があったということです。

救済されるべき人にしっかりと支援内容を周知することが必要ですが、令和6年3月までの、新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度と、今回の定期接種の健康被害救済制度はどのように内容が違うか、伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 令和6年3月まで行っていた新型コロナワクチン接種は特例の臨時接種であります。令和6年10月から行う、65歳以上を対象とした新型コロナワクチン接種は、定期予防接種のB類になります。内容の違いは、予防接種法における予防接種の区分の特例臨時接種と、定期予防接種のB類の違いにより健康被害の救済制度が異なります。異なる主な点は、医療費及び医療手当、障害年金の額、死亡した場合の補償額であります。

医療費及び医療手当については、対象となる入院、通院の程度に差があり、特例臨時接種では入院、通院等に必要な額としていますが、定期予防接種のB類では、病院、または診療所への通院を要すると認められる程度とされています。

障害年金については、特例臨時接種では、1級の年額は534万円、2級は427万2,000円、3級は320万2,800円、定期予防接種のB類では、1級の年額は296万6,400円、2級は237万3,600円、3級はありません。

死亡保障額については、特例臨時接種では、死亡一時金4,670万円。定期予防接種のB類では、生計維持者でない場合、遺族一時金778万3,200円、生計維持者である場合、遺族年金、年額259万4,400円で、10年を限度としています。

なお、注意点としては、65歳以上の方が接種期間外に接種し、健康被害となった場合は、定期予防接種のB類ではなく、任意接種の扱いとなります。

根拠法は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医薬品副作用被害救済制度になります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 定期接種になることにより、救済される範囲や補償手当が変わってくると理解しました。特に、3月までは通院に対しても医療手当が出ていましたが、定期接種からは、入院相当であることが必要で、救済範囲が狭まりますので注意が必要です。

国の令和5年度の新型コロナワクチンの健康被害認定に関わる当初予算額は3億6,000万円でした。しかし、補正予算で、何と397億7,000万円、実に、110倍になっております。ここからも、厚生労働省が想定する100倍以上の健康被害が出てしまったと考えられます。

また、愛知県の住民が県内のほとんどの自治体に情報開示請求をされ、その結果、接種後、3日以内の死者が多いことが明らかになりました。例を出しますと、愛知県一宮市の情報開示請求では、接種当日死亡が2人、翌日死亡が11人、2日から3日以内の死亡が26人、7日以内では127人です。そのうち、死亡の健康被害救済制度を申請した人はたったの2人のみです。もちろん、人口規模は幸田町の10倍以上ですが、

健康被害救済制度と実害の乖離を感じています。

パネルを御覧ください。

本町の新型コロナワクチン最終接種日から死亡日までの経過日数と、人数と年代を表にしたものです。

死亡原因は不明ですが、何の知識もない一般人から見ると、接種後、数日以内の死亡に目がいってしまいますが、見解を伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 令和6年6月末までに幸田町に住民登録があり、死亡日が確認できる方の中で、ワクチン接種日から3日以内に亡くなられた方は7人います。

本町において、今まで、厚生労働省からの予防接種後副反応疑い報告書には、新型コロナウイルスワクチン接種後の因果関係が確認された死亡報告はありませんでした。

予防接種法第12条第1項、定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告について、医師等が、定期の予防接種、または臨時の予防接種を受けた者が一定の症状を呈していることを知った場合は厚生労働省に報告することが義務付けられています。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 本町では医療機関からの副反応疑い報告は上がってきていないということですが、表を見ますと、接種翌日死亡が2人、二、三日以内の死亡が5人、7日以内の死亡、4人ということです。

死亡の健康被害救済制度の申請や、副反応疑い報告はありませんが、数日以内の死亡者がいる中で、それぞれの方に救済制度の案内をしたほうが良いのではないかでしょうか、本町の考えを伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 健康被害救済制度の案内は、今までの健康被害の件数と問合せの状況から、数日以内に亡くなられた方に対して個別案内は考えておりません。

救済制度の情報は、町ホームページから厚生労働省へのホームページを案内しており、周知はできていると考えます。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 救済制度の利用は、あくまでも、被害に遭われた方が自ら動くしかないというのが現状であると理解いたしました。

先日、NHKで健康被害救済制度に関する約1時間の番組がありました。そこには、病院で理解してもらえない、体が動かず、申請書類をそろえられないなど、切実な患者の声がありました。

救済制度の申請もできず、医者に理解してもらえないために、副反応疑い報告にも上がってきません。数字には表れない被害者がたくさんいることや、死亡や入院などの重篤な症状まで出ていなくても、以前のような生活に戻れなくなったような、想像できないほど多くの副反応といわれる症状が出ていることが明らかになっています。

接種してから体に異変が起きたようだという声はいまだに聞きます。ワクチン後遺症は接種後すぐに症状が現れるものだけではなく、数か月後に発症するものなど、遅発性のものも非常に多いということが副反応疑い報告の患者のデータから分かっています。厚生労働省はそのようなデータを逐一ホームページにアップしていますが、とにかく、その情報ページにたどり着くことまでが困難で、体調の悪い被害者や、パソコン操作に不得手な方が情報を取りにいくことは難しいのではと感じます。

その代わりに、自治体が常に最新情報を用い、住民に周知していくべきと考えますが、接種後の健康被害状況や副反応の種類など、本町担当者会や医師会などと情報収集を行っているか伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 健康被害状況は、毎週月曜日発行される冊子、週刊保健衛生ニュースを購読し、課内で情報共有をしております。また、岡崎市医師会や、同じ医療圏であります岡崎市の担当者とも情報共有をしております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 医師会とも情報共有しているというお話をでした。

以前の一般質問で、接種者に対して健康被害のアンケートを取ってほしいと要望しましたが、課題が多くあるとのことでした。特に、死亡に関しては、配偶者が同一生計の家族でなければ申請ができず、例えば、30代の一人暮らしの息子の健康被害救済制度申請ができないという親の悲痛な声を聞きました。

申請件数と実際の被害は別物と考え、接種者にアンケート回答をいただき、公開してこそ、接種のメリットとデメリットを比べができるのではないかでしょうか。アンケート実施について、本町の考え方を伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 国では、ワクチン接種後に生じる副反応を疑う事例について、医療機関等に報告を求め、収集をしております。こうして集められた事例は厚生労働省の審議会に報告され、専門家による評価がなされた後、結果を公表するなど、安全性に関する情報提供が行われております。

以上のことから、本町でのアンケート実施ではなく、国の調査結果の情報収集に努める考えであります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 先ほども申し上げましたが、厚生労働省のホームページは非常に複雑で、欲しい情報ページになかなかたどり着けません。

国の調査結果をできるだけ本町のホームページにも掲載し、情報不足からの健康被害を出さないために、町民へ注意喚起や救済についての案内ができるか伺います。

○議長（藤江徹君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（金澤一徳君） 予防接種による健康被害への注意喚起は予防接種法に基づき行っております。

予防接種法に位置付けられる予防接種は、予防接種実施規則第5条の2において、あらかじめ、被接種者またはその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副

反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならぬとなっており、予診票に説明文及び署名欄を明記しております。説明文は、国が示した内容に基づき、岡崎市医師会、同じ医療圏である岡崎市と協議、調整し、作成をしております。

接種券は個別に通知し、その中に予防接種による副反応等を明記した案内文も同封します。接種時の予診欄では、今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたかとの確認の設問を設けており、被接種者の署名が必要となっています。

具体的には、接種券を送る際に同封する案内文に、分かりやすいように、予防接種を受ける前にお読みくださいと表示をし、予防接種を受ける際に担当医師とよく相談しなくてはならない人、ワクチンの副反応についての症状、健康被害が起きたときはなど、項目を立てた説明文にしています。

また、町ホームページも同様に掲載しており、町ホームページから厚生労働省のホームページの予防接種健康被害救済制度についてをすぐ見られるようリンクを張っております。ここでは、予防接種法に基づく健康被害救済制度とはと表示され、給付の種類、申請から認定、支給までの流れや、健康被害に関する審議結果などが掲載されております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 自治体としてできることはやっているということで理解しました。

町民の命と健康を守るためにワクチンですが、100%安全なものはないということを常に念頭に置き、リスクとベネフィットを公平に情報開示し、住民が適切な判断ができるようにすることが非常に重要です。また、接種は常に任意であり、緊急であったとしても、同調圧力を初め、誰からも強制されないことを周知し、住民に寄り添った支援をしていただきたいと思っております。

今後も、最新の情報に対して常にアンテナを張っていただきたくお願ひして、この質問を終わります。

続いて、公共施設予約システムの利便性向上について質問いたします。

インターネット上の公共施設予約が可能なシステムとなって二年以上が経過しました。本町が使用しているシステムは、利用者が行かない、書かない、待たせないことが可能であることが、同じシステムを使用しているほかの自治体の利用方法を見ると確認できます。今は、まだ本町はデジタル化への道中という段階ですが、利用者の利便性向上のためにも、職員の負担軽減のためにも、うまく改善していけたらと思います。

そこで、現状についてお聞きします。

本町の公共施設予約システムの一年間の利用件数を伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 令和5年度のシステムの利用の状況でございますが、町内のグラウンドテニスコート、また、勤労者体育センター、中央公民館、また、彦左公園であるだとか、不動ヶ滝園地、こういったものの全16施設を把握しております。

申請件数につきましては、一年で1万2,646件、利用者数につきましては24万3,321人の結果でございました。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 令和4年度の予約システムでの件数が合計1万2,621件でしたので、令和5年度も予約システムを多くの方が利用されていると理解しました。

予約システムが稼働して、この二年の間、利用者からの予約システムへの改善要望はあるか、伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現在利用しております公共施設予約システムにおきましては、文化施設、そして、スポーツ施設などの予約を受付けしております。

改善要望が特に多いのはスポーツ施設で、当日の予約を可能にしてほしいというのが多くの要望でございます。その他には、キャッシュレス決済を利用したい、振り替えを別の施設でも可能にしてほしい、町外からの利用者も抽せんに入れてほしいなどの意見を聞いております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 二年前までは完全に人の手で行っていたことをインターネットでのシステムにすることで、それまでできていたことができなくなったと感じる方も多いかと思います。そこもカバーできてこそ、初めてデジタル化の恩恵にあずかると思いますし、今はまだ移行期間だと考えます。

インターネット上で施設の予約をした後、利用日三日前までに中央公民館にて支払いをして、印刷した紙の許可書の受け取りをする必要がありますが、支払い許可書の受け取りを窓口に行かずに完了して、利用者と職員の負担軽減を図れないか、伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） まず、許可書の発行につきましては簡単なシステム改修で対応が可能でございます。

支払方法につきましては、キャッシュレス決済等の整備に時間と費用がかかりますが、利用者の利便性向上のために、早期実現に向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） キャッシュレス決済に向けて調整を図られるということで、ありがとうございます。

ちょっと別の件なんですが、愛知県刈谷市の例です。月末にその月の利用料を合算し、翌月に口座引落としをしているそうで、そういったことができると、雨天で利用できなくなったりの返金処理や振替処理が不要になり、職員も現金を触らずに処理できることになり、職員負担が軽減できます。また、団体のひも付けができる口座が一つになるということことで、団体の所属人員がこぞって抽せんに参加するとか、施設を取りにいくということ自体が避けられますので、利用の公平性が保たれているのではないかと考えます。

そのようなやり方が本町では可能か、伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 刈谷市の利用実績に応じた料金の徴収方法につきましては、ほかの自治体では余り見ない運用でございます。議員の言われるとおり、還付や振り替え

の事務処理がなくなり、職員の負担軽減が図れると予想はされます。

刈谷市に確認いたしましたところ、刈谷市ではキャッシュレス決済を行っていない代わりに、口座振替で対応しておるということでありました。

本町の施設予約システムといたしましては、将来的にはキャッシュレス決済を導入する方向で考えておりますので、還付や振り替えの事務処理は残りますが、そちらの方向で対応を考え、利便性を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） キャッシュレス決済のほうが利用はしやすくなるかと思いますので、ぜひ、早期実現をお願いします。

また、幸田町民会館に関してなんですが、非常に人気のある施設なんですが、毎回、窓口に行かなければ予約ができません。こちらも、窓口に行かなくても予約が完結するシステムを導入できるか、伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 町民会館の会議室やホールは利用方法が多岐にわたっております。利用目的や利用方法によって、予約に必要な時間枠や、利用料金が利用者の思いと異なっている、こういったことがございます。対面での申請時に、あらかじめ、必要な情報を聞き取ることによりまして親切な対応ができるとともに、未然にトラブルを防ぐことができておりますので、町民会館につきましては現状の対応をお願いしたいと思っております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 町民会館はほかの文化施設とは事情が異なるということを理解しました。

最近は、多くの自治体で、ほかの市町村からの入場者や利用者の利用金額の設定を少し高目にしているようです。現状の町外利用者の割合を伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 町内、町外の利用者の割合をシステムで抽出することはできませんので、システムに登録をされている団体、個人の数について、令和6年7月末現在の状況を御報告させていただきたいと思います。町内の個人登録者940人、町外の個人登録者215人、町内の登録団体137団体、町外の登録団体98団体であります。

よって、登録の状況といたしましては、個人の町外登録者というのは全体の19%、団体でいうところの町外の登録者は全体の42%であります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 団体の町外登録者が非常に多いということが分かりました。

本町はワンコインで借りられる施設も多く、町外の方にも人気で、利用が多いことも理解できます。

予約システムの抽せんを幸田町在住者のみとして、町外との差別化を図っていることは理解していますが、金額設定を町内と町外で変えることを考えているか、伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 本町では、近隣市と比較しても、施設利用料は比較的安価に設

定をしており、町内、町外という枠組みにおいては金額の優劣を背設定しておらず、変更する予定はございません。

その代わりに、町内の登録者を優先的に予約が取れるような処置を行っております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 屋外運動施設では照明を使ったナイター利用もありますが、11月頃になると午後5時には暗くなるため、4時から6時の時間帯は屋外運動場を利用されない方が非常に多いと聞いています。冬期の照明を使ってのナイター利用を増やしてほしいとの声がありますが、冬期の4時から6時をナイターとして利用することが可能か、伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現状、ナイター照明の設備があるのは坂崎運動場、とばね運動場、文化広場庭球場、豊坂庭球場であり、どの施設も、通年で午後6時から午後9時の枠においてナイター照明を稼働しております。

冬期の午後4時から6時までのナイターの利用ですが、照明を点灯すること自体は可能でありますけれども、過去に、早くから点灯することによる近隣住民からの反対意見がございました。料金設定の変更はもちろん、照明の点灯管理については人の手が加わるということもありますので、点灯施設の場所等、慎重に考えるべき内容だと考えております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 照明の利用については、近隣住民のことを考えて慎重にということを理解しました。

予約システムは利用する日の三日前までに予約をしなければいけないため、当日空いていても利用できないのが今の現状です。ただ、システムをうまく利用すれば、職員の負担なく施設の当日利用も可能です。空いているが使えない状況を改善してほしいとの声は多数あり、ほかの自治体では、当日申込みでの利用を実施しているところも多いです。

本町でも実施できるか伺います。

○議長（藤江徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 当日の日中の利用につきましては、システム改修によって対応は可能でありますが、ナイター照明を必要とする屋外施設につきましては、先ほど申しましたように、近隣住民の意見、点灯管理人の手配、また、調整等が必要になってくるかと思います。こういった点で、慎重に考えていきたいと思っております。

改善要望の多い、当日利用を初め、キャッシュレス決済などの導入につきましては、今後、早期に実現に向けた調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 住民の利便性向上のために、ぜひ、早期実現に向けて、よろしくお願ひいたします。

デジタル化が計画的に今進みつつありますが、公共施設予約システムだけが取り残されて、不便で仕方ないということのないよう、ぜひ、よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤江徹君） 1番、藤本和美君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は終わりました。

次回は、9月9日、月曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された議員は、議会だよりの原稿を9月18日、水曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 1時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和6年9月5日

議長

議員

議員